

対馬市告示第118号

令和7年第3回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

令和7年8月26日

対馬市長 比田勝尚喜

1 期 日 令和7年9月9日（火）

2 場 所 対馬市議会議場

---

○開会日に応招した議員

|        |        |
|--------|--------|
| 針谷 広己君 | 吉野 元君  |
| 諸松瀬里奈君 | 東 圭一君  |
| 内山 吉寿君 | 佐伯 達也君 |
| 安田 壽和君 | 糸瀬 雅之君 |
| 陶山莊太郎君 | 坂本 充弘君 |
| 脇本 啓喜君 | 黒田 昭雄君 |
| 波田 政和君 | 上野洋次郎君 |
| 大浦 孝司君 | 島居 真吾君 |
| 春田 新一君 |        |

---

○9月10日に応招した議員

|        |        |
|--------|--------|
| 針谷 広己君 | 吉野 元君  |
| 諸松瀬里奈君 | 東 圭一君  |
| 内山 吉寿君 | 佐伯 達也君 |
| 安田 壽和君 | 糸瀬 雅之君 |
| 陶山莊太郎君 | 坂本 充弘君 |
| 脇本 啓喜君 | 黒田 昭雄君 |
| 波田 政和君 | 上野洋次郎君 |
| 大浦 孝司君 | 島居 真吾君 |
| 春田 新一君 |        |

---

○9月11日に応招した議員

|        |       |
|--------|-------|
| 針谷 広己君 | 吉野 元君 |
| 諸松瀬里奈君 | 東 圭一君 |

|        |        |
|--------|--------|
| 内山 吉寿君 | 佐伯 達也君 |
| 安田 壽和君 | 糸瀬 雅之君 |
| 陶山莊太郎君 | 坂本 充弘君 |
| 脇本 啓喜君 | 黒田 昭雄君 |
| 波田 政和君 | 上野洋次郎君 |
| 大浦 孝司君 | 島居 真吾君 |
| 春田 新一君 |        |

---

○ 9月12日に応招した議員

|        |        |
|--------|--------|
| 針谷 広己君 | 吉野 元君  |
| 諸松瀬里奈君 | 東 圭一君  |
| 内山 吉寿君 | 佐伯 達也君 |
| 安田 壽和君 | 糸瀬 雅之君 |
| 陶山莊太郎君 | 坂本 充弘君 |
| 脇本 啓喜君 | 黒田 昭雄君 |
| 波田 政和君 | 上野洋次郎君 |
| 大浦 孝司君 | 島居 真吾君 |
| 春田 新一君 |        |

---

○ 9月24日に応招した議員

|        |        |
|--------|--------|
| 針谷 広己君 | 吉野 元君  |
| 東 圭一君  | 内山 吉寿君 |
| 佐伯 達也君 | 安田 壽和君 |
| 糸瀬 雅之君 | 陶山莊太郎君 |
| 坂本 充弘君 | 脇本 啓喜君 |
| 黒田 昭雄君 | 波田 政和君 |
| 上野洋次郎君 | 大浦 孝司君 |
| 島居 真吾君 | 春田 新一君 |

---

○ 9月 9 日に応招しなかった議員

○9月10日に応招しなかった議員

---

○9月11日に応招しなかった議員

---

○9月12日に応招しなかった議員

---

○9月24日に応招しなかった議員

諸松瀬里奈君

---

---

令和7年 第3回 対馬市議会定例会会議録(第1日)

令和7年9月9日(火曜日)

---

議事日程(第1号)

令和7年9月9日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長の諸般報告

日程第4 市長の行政報告

日程第5 総務文教厚生委員会の閉会中の所管事務調査報告

日程第6 産業建設委員会の閉会中の所管事務調査報告

日程第7 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告

日程第8 国境離島活性化推進特別委員会の閉会中の調査報告

日程第9 承認第11号 専決処分の承認を求ることについて(令和7年度対馬市  
一般会計補正予算(第4号))

日程第10 承認第12号 専決処分の承認を求ることについて(令和7年度対馬市  
一般会計補正予算(第5号))

日程第11 報告第4号 令和6事業年度株式会社まちづくり厳原経営状況報告につ  
いて

日程第12 報告第5号 令和6事業年度一般財団法人対馬市農業振興公社経営状況  
報告について

日程第13 報告第6号 令和6事業年度一般財団法人対馬地域商社経営状況報告に  
ついて

日程第14 報告第7号 令和6事業年度公益財団法人対馬栽培漁業振興公社経営状  
況報告について

日程第15 報告第8号 令和6事業年度一般財団法人対馬市国際交流協会経営状況  
報告について

日程第16 報告第9号 令和6年度対馬市一般会計継続費精算報告について

日程第17 報告第10号 令和6年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告  
について

日程第18 対馬市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告

- 日程第19 認定第1号 令和6年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第2号 令和6年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第3号 令和6年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第4号 令和6年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第5号 令和6年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第6号 令和6年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第7号 令和6年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第26 認定第8号 令和6年度対馬市漁業集落排水事業会計決算の認定について
- 日程第27 議案第48号 令和7年度対馬市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第28 議案第49号 令和7年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第50号 令和7年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第51号 令和7年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第52号 令和7年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第53号 対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第33 議案第54号 対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第34 議案第55号 対馬市住民センター条例の一部を改正する条例
- 日程第35 議案第56号 対馬市議会議員及び対馬市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第36 議案第57号 対馬市健康管理センター条例の一部を改正する条例
- 日程第37 議案第58号 対馬市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び対馬市一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例
- 日程第38 議案第59号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第39 議案第60号 対馬市特産品流通販売施設条例の一部を改正する条例

- 日程第40 議案第61号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第41 議案第62号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
(赤崎・フタツテ地区)
- 日程第42 議案第63号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
(田井原地区)
- 日程第43 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第44 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第45 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第46 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第47 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第48 請願第1号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、  
2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について
- 日程第49 請願第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、  
2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教厚生委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 産業建設委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告
- 日程第8 国境離島活性化推進特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第9 承認第11号 専決処分の承認を求ることについて（令和7年度対馬市  
一般会計補正予算（第4号））
- 日程第10 承認第12号 専決処分の承認を求ることについて（令和7年度対馬市  
一般会計補正予算（第5号））
- 日程第11 報告第4号 令和6事業年度株式会社まちづくり巣原経営状況報告につ  
いて
- 日程第12 報告第5号 令和6事業年度一般財団法人対馬市農業振興公社経営状況  
報告について

- 日程第13 報告第6号 令和6事業年度一般財団法人対馬地域商社経営状況報告について
- 日程第14 報告第7号 令和6事業年度公益財団法人対馬栽培漁業振興公社経営状況報告について
- 日程第15 報告第8号 令和6事業年度一般財団法人対馬市国際交流協会経営状況報告について
- 日程第16 報告第9号 令和6年度対馬市一般会計継続費精算報告について
- 日程第17 報告第10号 令和6年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第18 対馬市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告
- 日程第19 認定第1号 令和6年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第2号 令和6年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第3号 令和6年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第4号 令和6年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第5号 令和6年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第6号 令和6年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第7号 令和6年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第26 認定第8号 令和6年度対馬市漁業集落排水事業会計決算の認定について
- 日程第27 議案第48号 令和7年度対馬市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第28 議案第49号 令和7年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第50号 令和7年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第51号 令和7年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第52号 令和7年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第53号 対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第33 議案第54号 対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第34 議案第55号 対馬市住民センター条例の一部を改正する条例
- 日程第35 議案第56号 対馬市議会議員及び対馬市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第36 議案第57号 対馬市健康管理センター条例の一部を改正する条例
- 日程第37 議案第58号 対馬市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び対馬市一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例
- 日程第38 議案第59号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第39 議案第60号 対馬市特產品流通販売施設条例の一部を改正する条例
- 日程第40 議案第61号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第41 議案第62号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
(赤崎・フタツテ地区)
- 日程第42 議案第63号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
(田井原地区)
- 日程第43 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第44 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第45 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第46 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第47 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第48 請願第1号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、  
2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について
- 日程第49 請願第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、  
2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について

---

出席議員（17名）

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 針谷 広己君  | 2番 吉野 元君   |
| 3番 諸松瀬里奈君  | 4番 東 圭一君   |
| 5番 内山 吉寿君  | 6番 佐伯 達也君  |
| 7番 安田 壽和君  | 8番 糸瀬 雅之君  |
| 9番 陶山莊太郎君  | 10番 坂本 充弘君 |
| 11番 脇本 啓喜君 | 12番 黒田 昭雄君 |

13番 波田 政和君

14番 上野洋次郎君

15番 大浦 孝司君

16番 島居 真吾君

17番 春田 新一君

---

欠席議員 (なし)

---

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 志賀 慶二君 次長 藤原 亘宏君

係長 平山 公年君 係長 小島 亮君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 比田勝尚喜君

副市長 俵 輝孝君

副市長 一宮 努君

教育長職務代理者 一宮恵津子君

総務部長 庄司 克啓君

総務課長（選挙管理委員会事務局書記長） 犬東 幸吉君

しまづくり推進部長 藤田 浩徳君

観光推進部長 平間 博文君

市民生活部長 阿比留忠明君

未来環境部長 三原 立也君

福祉部長 田中 光幸君

保健部長 阿比留正臣君

農林水産部長 平川 純也君

建設部長 原田 武茂君

水道局長 桐谷 和孝君

教育部長 扇 博祝君

中対馬振興部長 日高 勝也君

上対馬振興部長 原田 勝彦君

消防長 井 浩君

会計管理者 ..... 勝見 一成君  
監査委員事務局長 ..... 神宮 秀幸君  
農業委員会事務局長 ..... 栗屋 孝弘君

---

午前10時00分開会

○議長（春田 新一君） おはようございます。

脇本啓喜君から遅刻の届出があつております。

ただいまから、令和7年第3回対馬市議会定例会を開会いたします。

議場の換気のため、出入口を開放して会議を運営することといたします。

それでは、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

暫時休憩します。

午前10時00分休憩

---

午前10時20分再開

○議長（春田 新一君） それでは再開いたします。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（春田 新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、安田壽和君及び糸瀬雅之君を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（春田 新一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、配付しております会期日程案のとおり、本日から9月24日までの16日間とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。会期は本日から9月24日までの16日間に決定をいたしました。

---

### 日程第3. 議長の諸般報告

○議長（春田 新一君） 次に、日程第3、議長の諸般報告を行います。

第2回定例会終了後以降の議長の行動は配付をしております庶務報告書のとおりであります。

次に、先月8月20日に対馬市交流センターにおいて長崎県市議会議長会、議員研修会を開催し、13市の議会議員155名と議会事務局職員35名の計190名が議会におけるハラスメントについての研修を受講いたしました。

私たちも自覚のないままハラスメントと捉えられる言動をしている場合がございます。住民の代表として、どんな相手にも対馬市議会議員として品位の保持に注意した発言や行動を行っていただきたいと願います。

次に、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、議会の議決により指定されました2割以内の工事請負契約の締結2件及び50万円未満の損害賠償の額の決定2件の専決処分の報告があつております。

タブレットに掲載をしておりますので御確認ください。

以上、報告を終わります。

---

#### 日程第4. 市長の行政報告

○議長（春田 新一君） 次に、日程第4、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申出があつておりますので、これを受けます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 皆さん、おはようございます。本日、ここに、令和7年第3回対馬市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席賜り、厚く御礼申し上げます。

まず、行政報告をさせていただく前に3つの御報告をさせていただきます。

1つ目は、本市職員の懲戒処分についてでございます。本年7月8日に執行いたしました入札におきまして予定価格調書に不備があったため入札を中止し、後日改めて再入札を行うという不適切な事務処理がございました。この原因は、予定価格調書を作成した際に誤った率を乗じて価格を設定したことによるものでございます。この事案に関わった職員に対し8月29日付で、減給10分の1、2か月とする懲戒処分を行いました。

今回の不適切な事務により、入札参加事業者をはじめ市民の皆様からの信頼を大きく損ねましたことに対し深くおわび申し上げます。今一度、職員一人一人が職務に真摯に向かい、再発防止に向けたチェック体制を徹底するとともに一日も早い信頼回復に努めてまいります。

2つ目は、豪雨災害による被害でございます。7月14日、8月11日、12日に本市を襲つた豪雨により市内各所で被害が発生いたしました。市道、農道、漁港など多くのインフラにおいて土砂の流出や護岸、路肩の崩壊などが確認されております。幸いにも人命に関わる被害は無く市民の皆様の命が無事でありましたことに心から安堵いたしております。一日も早い復旧に向け、既に1億4,340万円の専決処分を行いました。今後も台風が発生しやすい季節が続きます。

市民の皆様におかれましては引き続き気象情報に十分注意され避難場所の確認など災害に備えた対応を重ねてお願いいたします。

3つ目は、対馬市プレミアム付商品券の第2弾の販売でございます。額面1,000円分の商品券5枚を1冊3,000円で市民1人当たり2冊を購入限度とし、7月1日から31日までの1か月間販売されました。発行総数5万冊のうち、7割に当たる約3万5,200冊がこの期間で販売されました。残りの約1万4,800冊につきましては、9月6日から12日までの7日間、第2弾として販売する予定にしておりましたが、好評により、初日の9月6日に1万4,800冊分の購入引換券の配布が全て終了いたしました。

なお、購入引換券をお持ちの方は9月10日の午後4時までが購入期限となりますので期限までに御購入をお願いします。

本事業は、市民の物価高騰対策に加え、市内の消費拡大及び地域商工業の振興を目的としております。市民皆様におかれましては御理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、6月定例会以降、本日までの主な事項につきまして御報告を申し上げます。

まず、しまづくり推進部関係でございます。

観光客の増加に伴う路線バスの混雑緩和及びオーバーツーリズム対策の一環として、特別縦貫シャトルバスの実証運行を8月1日から開始いたしました。

運行期間は令和8年1月31日までとし、毎週金曜日から月曜日に1日1往復運行いたします。運行ルートは厳原町の「ふれあい処つしま」から上対馬町の「比田勝港国際ターミナル」までを結び、途中、樽ヶ浜入口、仁位、大浦に停車いたします。

観光客の利用状況によっては、運行日時が変更となる場合もございますので、市民の皆様におかれましては、御利用の前に市のホームページを御確認くださいますよう、お願い申し上げます。

次に、8月18日から22日の日程で「第16回全国離島交流中学生野球大会」が沖縄県宮古島市で開催されました。

本大会は、島外との交流機会の少ない離島中学生が一堂に会し、野球を通じて島と島との交流を図り、新たな人間形成や健全な青少年の育成促進、さらには郷土愛を育むことにより、将来を通じて離島地域の振興に寄与することを目的としております。

今年は24チームが参加し、高校野球の甲子園大会にも劣らない熱戦が繰り広げられました。

本市からは、島内から選出されました18名で構成した「対馬ヤマネコボーイズ」が出場し、初戦で敗れたものの、酷暑の中、対馬の代表として、最後まで諦めることなく全力を尽くしてくれました。

対馬ヤマネコボーイズの皆さん、大変お疲れさまでした。また、温かい御支援を賜りました全ての皆様に、心より感謝申し上げます。

次に、有人国境離島関連でございますけども、8月22日、県知事及び県議会議長をはじめ、県内の特定有人国境離島地域を抱える5市2町の市長、町長とともに上京し、内閣府坂井特命担当大臣、内閣官房佐藤官房副長官、国土交通省水嶋事務次官、さらには、自民党、公明党及び自民党有人国境離島地域の保全・振興を推進する議員連盟を訪問し、有人国境離島法の改正・延長に向け、3つの項目を重点に要望活動を実施いたしました。

1つ目は「令和9年3月末に期限を迎える有人国境離島法を地域の実情や現下の社会経済状況に即して改正し、確実に延長すること」。

2つ目は「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金等の関連施策について支援制度の充実を図るとともに、必要な予算を確保すること」。

3つ目は「有人国境離島地域の保全に向けて、港湾等の整備を促進するとともに、国の行政機関の設置について、特に海上保安部及び自衛隊の部隊の体制強化や増員を図ること」。

以上について要望いたしました。

今後も、法の延長や支援制度の拡充に向け、関係各団体と緊密に連携し、強く要望してまいります。市議会の皆様には、引き続き、御支援、御協力をお願い申し上げます。

次に、ジェットフォイルの更新関連でございます。

九州郵船株式会社が所有するジェットフォイル「ヴィーナス2」の更新計画について、当初、令和6年度内の契約及び令和10年度上期の納入を予定しておりましたが、契約調整に時間を要したため、計画に遅れが生じておりました。

このたび、国、県、関係者間で船価や補助金額について最終的な調整が整い、令和7年度から令和11年度上期までの約4年間で建造を進める運びとなりました。

市民皆様にとって重要な交通手段である航路の安定確保に向け、今後も引き続き、関係各機関と緊密に連携をしてまいります。

次に、観光推進部の関連でございます。

8月2日、3日の2日間、厳原港の特設舞台をメイン会場として、厳原港まつり振興会主催による「対馬厳原港まつり」が開催されました。

開催期間中の入場者数は約1万6,000人で、対馬の夏の風物詩として、多くの市民及び観光客でにぎわいを見せました。

前夜祭では、約3,500発の花火が夜空を鮮やかに彩りました。

本祭では、猛暑の中、約230人の皆様が、宗対馬守や朝鮮王朝の正使などに扮し、やぐら門から川端通りにかけての約1キロメートルにわたり、見事な行列を披露いたしました。夜のステージでは、数々のヒット曲を送り出し、また、対馬に御親戚がいらっしゃると伺っております歌手の島谷ひとみさんにお越しいただき、すばらしい歌声でフィナーレを盛大に飾っていただき

ました。

次に、未来環境部の関連でございます。

7月24日、佐護の湊浜において、20回目となります「日韓市民ビーチクリーンアップ事業」を開催いたしました。

本事業には、共催である韓国・釜山外国語大学校から38名、対馬高校から70名、そして島内外からの一般参加者を含め、総勢176名の方々に御参加いただきました。

当日は天候にも恵まれ、参加者の皆様の御尽力により、海岸は大変きれいになり、清掃活動は概ね2時間で無事終了いたしました。午後からは峰地区公民館において、日韓の学生を中心としたワークショップに124名が参加し、国境を越えた熱心な意見交換が行われました。

本事業は、次世代を担う若い世代が海洋プラスチック問題への関心を高めるとともに、日韓両国の交流と相互理解を深める大変貴重な機会であります。今後も、この事業を継続し、交流を深めながら環境保全を推進してまいります。

次に、対馬グローカル大学についてでございますけども、8月9日から8月11日までの3日間、課題解決を図る人材育成プログラムとして、島内外の高校生及び大学生を対象に「対馬グローカル大学SDGs実践塾」を開催いたしました。

島内外の生徒・学生13名が対馬をフィールドに、現場体験とワークショップを通じて、対馬の魅力や課題を探求し、対馬の課題解決に取り組みました。

プログラムのテーマは、「持続可能な地域・暮らしのあり方とは」と題し、人口減少や少子高齢化が進む対馬において、これからも幸せに生活できる地域や暮らしの在り方、そのために大切なことについて、活発な議論が交わされました。

現場体験では、耕作放棄地の活用に取り組まれている貝口の「ビアパーク」や鹿、猪などの有害鳥獣問題に取り組まれている方々の話を伺い、実際の活動を体験しました。

今後も、持続可能なまちづくりに資する人材の育成を図り、本市のSDGs推進の取組をさらに進めてまいります。

次に、建設部関係でございます。

厳原町豆駄の市道尾崎山線につきましては、道路の陥没により、7月24日から通行止めとなっております。早期復旧に向け、対応を検討してまいりますので、市民皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上が行政報告でございます。

本定例会において御審議願います案件でございますが、予算に係る専決処分の承認2件、令和6事業年度株式会社まちづくり厳原経営状況等報告7件、令和6年度一般会計歳入歳出決算等認定8件、令和7年度一般会計等補正予算5件、条例の一部改正8件、辺地に係る整備計画1件、

新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更2件、人権擁護委員候補者の推薦に係る諮詢5件、合わせて38件の議案について御審議をお願いするものでございます。

内容につきましては、提案の際、担当部長から説明を行いますので、慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上、開会に当たっての挨拶といたします。

○議長（春田 新一君） 以上で、行政報告を終わります。

---

#### 日程第5. 総務文教厚生委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（春田 新一君） 次に、日程第5、総務文教厚生委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

総務文教厚生委員長、陶山莊太郎君。

○議員（9番 陶山 莊太郎君） 皆様、おはようございます。

それでは、総務文教厚生委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は、令和7年8月25日、豊玉地区公民館研修室及び対馬クリーンセンター中部中継所において、未来環境部から三原部長、財部次長ほか3名に出席を求め、対馬モデルの市のビジョンと今後の展開について及び海ごみ、生ごみ、家庭ごみの現状と今後について、所管事務調査を行いました。

まず、豊玉地区公民館研修室において、生ごみ、家庭ごみの現状と今後及び対馬モデルの市のビジョンと今後の展開について、説明を受けました。

対馬市クリーンセンターは平成15年3月に完成し、施設内はごみ焼却施設、リサイクルプラザ、最終処分場及び浸出水処理施設の4施設があり、対馬市の一般廃棄物を処理しています。令和6年度は1万500トンの一般廃棄物が搬入され、そのうちの可燃ごみは、ごみ焼却施設内の2つのガス化溶融方式の焼却炉で処分しており、令和6年度は1万300トンの可燃ごみを焼却したことです。

リサイクルプラザにおいては、不燃ごみや粗大ごみを粉碎・選別の後、可燃物は焼却し、リサイクル可能な品目は島外に搬出され、再資源化しています。

近年の搬入量の傾向としては、ペットボトルは増加しているものの、新聞紙、雑誌などの古紙類の減少が見受けられるということです。

最終処分場は、焼却施設で発生したスラグや不燃残渣を埋め立てており、埋立て可能容量は3万9,000立方メートルで、令和6年までに1万7,291立方メートルを埋め立てています。

直近3年間の平均埋立量は803立方メートルであり、今後もその量を埋め立てていくと仮定した場合の埋立て可能期間は、27年間ということです。

最後に浸出水処理施設ですが、施設内で使用した水及び最終処分場からの浸出水は、この施設の各浄化設備で処理されて、焼却炉の冷却水や雑水として再利用されることでした。

次に、生ごみ処理事業ですが、この事業はごみの減量化と再資源化を推進するため、生ごみを資源として活用して農地へ還元する循環型世界の構築と焼却施設の省エネルギー、温室効果ガス排出抑制を図る目的で行われており、平成27年度から本格的に堆肥化に向けて稼働しています。

生ごみの収集運搬から堆肥管理まで、生ごみ等資源再利用システム事業としてJA対馬に随意契約で業務委託をしているとのことです。

事業実績は、令和6年度末で回収世帯2,342世帯、回収量343トン、堆肥量28トンであり、平成27年度からの10年間で回収世帯910世帯、回収量172トン、堆肥量16トンが増加しています。また、生ごみ堆肥は無償で利用者に配布しており、令和6年度の利用者は276名で、毎年増加しているとのことです。

続いて、対馬モデルの市のビジョンと今後の展開ですが、「対馬モデル」は、サラヤ、関西再資源ネットワーク、ゼリ・ジャパン、関西経済同友会と対馬市との連携協定に基づき、「循環経済を通じた海洋プラスチックごみ問題の解決を図るモデル」として位置づけ、再生技術、製品設計、海洋プラごみの流出防止・回収の3つのイノベーションを推進することで、社会課題の解決と経済の持続的な成長を両立させることを目指しています。

また、海洋プラスチックごみ問題は、1つの自治体や地域の取組では解決できる問題ではなく、多くの地域で意識して取り組まなければならないことから、対馬モデルを他地域にも役立てるには、仕組みの標準化、技術・設備の模型化、取組成果や課題を示す定式化が必要となります。

対馬モデルの定式化には、脱炭素にいかに貢献できるか、炭素循環の視点で炭素や二酸化炭素量での評価を目標に対して、どれだけ進捗しているかを示す指標に据えているとのことです。

3つのイノベーションのうち、再生技術イノベーションは、プラスチック製品の原料として再利用するマテリアル利用、固体燃料や焼却して熱エネルギーとして再利用するサーマル利用、化学分解して化学製品の原料として再利用するケミカル利用があり、対馬で回収された海ごみのリサイクル率は1割程度のため、今後は一般廃棄物も一体処理することで、コスト削減と再資源化による利益創出を図ることです。

製品設計イノベーションは、海洋プラスチック汚染をゼロにするため、製品の長寿命化などの生産・製造や提供・回収・再生のリユースプラットフォームを構築し、従来の捨てるなどを前提としたものから製品を大切に使うことを前提とした経済構造に移行しようとするものです。

海洋プラごみ流出防止・回収イノベーションは、効果的な回収・運搬方法の開発により、回収量やリサイクル率の向上を図るとともに、人口減少に伴う回収運搬手法、海への流出抑制方法を開発します。

対馬モデルを推進するためには、ブルーオーシャン対馬などの民間ステークホルダーとの連携体制を構築し、研究開発等により実装した技術展示や現場の見学・実習などのサステナブルツーリズムを推進することで、人材育成と情報発信を図ることが必要です。また、プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないよう、島内でのルールづくりを進めるとともに、対馬での取組を発信することにより国内法及び国際条約整備のための働きかけも重要となってきます。

今年の6月には、大阪・関西万博のブルーオーシャンドームで「対馬ウィーク」を実施しました。対馬の現状・課題・取組を世界に向けて発信し、大きな反響があり、これまで解決できなかった問題も克服できるチャンスと考えられます。

これからも、対馬モデルをさらに発展させるとともに、全国・世界へ発信することにより、2050年までのカーボンニュートラルの実現を基軸とした「対馬を世界最先端のサステナブル・アイランドにする」という目標達成に向けて取り組んでいくとの説明を受けました。

その後に委員会は、対馬クリーンセンター中部中継所に移動し、海ごみの現状と今後について調査しました。

海ごみは、景観等の悪化及び海浜植物生育阻害、海洋生物への悪影響、漁業被害、ナノプラスチックによる人体への影響など様々な問題を引き起こします。対馬は、海流・季節風などの地理的な影響で発砲スチロール、ペットボトル、プラスチック製品、漁網、飲料缶、医療系廃棄物など、毎年3万立方メートルを超える様なごみが漂着していると推定され、その大半を中国や韓国などの外国からのごみが占めています。

ごみの回収は、民間団体・漁協・地区住民などで毎年約150海岸で実施されており、年間8,000から9,000立方メートルの漂着ごみを回収し、回収ごみの割合は、発砲スチロール34%、木材30%、プラスチック類24%、漁網等が10%となっています。

海洋漂着物対策事業は、回収・分別・処分・リサイクルの基本事業と発生抑制・イベント・情報発信の附帯事業があり、全体の事業費は、2015年以降は年間3億円前後で推移しています。

回収した漂着ごみは中部中継所に集積され、発泡スチロールは表面をトリミングし、50分の1の体積にインゴット化、ペットボトルは選別、洗浄、圧縮したものを梱包、硬質プラスチックは選別、洗浄、破碎しチップ化、これらは島外に輸送し再資源化されます。

リサイクル不能なごみや破碎しチップ化された流木等は、塩抜きした後に対馬クリーンセンターで、リサイクル不能なごみは最終処分場に埋設、流木等は焼却されていますが、流木等については、燃料や鉄鋼産業で使用される加炭剤として再利用する計画であるとのことです。

今後は、対馬モデルとの共創を目指して事業に取り組むとの説明を受けました。

委員からは、「『ごみゼロアイランド』を目指す対馬では、ごみ削減政策も大切ではないのか。また、ごみの削減と最終処分場の使用年数延長との相対的な目標を明確にしてもらいたい」「高

齢化に伴う漂着ごみ回収者の減少を見据え、島内における人材育成にも力を入れてほしい」「新たな取組や困難な課題等があれば、適時に提供してもらいたい」「ブルーカーボンを含めたカーボンニュートラルには、山の保全も重要ではないか」などの意見がありました。

「ごみゼロアイランド」と「対馬モデル」を推進するためには、現行の法体制では困難な課題があると考えられます。特区指定を含め、国や国際社会に精力的に働きかけ、対馬市と様々なステークホルダーが継続的に共同共栄を図れるモデル確立に向けて、取り組んでいくことが重要だと考えます。

以上で、総務文教厚生委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（春田 新一君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

#### 日程第6. 産業建設委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（春田 新一君） 次に、日程第6、産業建設委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

産業建設委員長、糸瀬雅之君。

○議員（8番 糸瀬 雅之君） 皆様、おはようございます。

それでは、産業建設委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は、令和7年8月8日に、雞知団地整備事業の進捗状況について、並びに農林水産部各種補助金（令和4年度から令和6年度）の決算額、概要及び実績について所管事務調査を行いました。

まず、雞知団地整備事業について、建設部職員に出席を求め、現地視察を行い、その後、対馬市商工会本所2階会議室において、事業の進捗状況及び概要について説明を受けました。

本事業は、老朽化した雞知団地の4団地（雞知2か所、寺山、西高浜）を集約し、維持管理コストの縮減を図る目的で、令和3年度から令和14年度までの事業期間で、概算事業費は34億円、敷地面積は1万1,891.62平米（約3,603坪）であります。

建物構造は鉄筋コンクリート造2階建て、駐車場は75台を予定しており、太陽光発電と蓄電池により、共用部分（外灯、浄化槽等）の電力を賄う計画です。令和3年度に基本計画を策定し、令和4年度に測量、地質調査及び実施設計、令和6年12月より、A棟、B棟の新築本体工事に着手しており、現在までの進捗率は40%であります。別発注施工で、電気設備工事及び機械設備工事も併せて行われております。

次に、市営住宅の入居の条件・家賃の算出方法の説明があり、入居者の所得に応じた家賃計算式において決定することなど、詳しい説明がありました。

委員からの意見として、「計画戸数まで確実に工事を完了してほしい」「周辺地域も併せて、災害に強い整備を行ってほしい」「共用部分だけではなく、全てに太陽光発電を利用してはどうか」などの意見がありました。

次に、農林水産部各種補助金（令和4年度から令和6年度）の決算額、概要及び実績について、農林水産部職員に出席を求め、説明を受けました。

1点目に、令和4年度から令和6年度の農林水産部全体の補助金決算額の状況は、令和4年度20億7,976万609円、令和5年度19億9,645万2,626円、令和6年度13億9,314万8,115円となっています。

2点目に、漁場整備事業補助金について、令和4年度から令和13年度までの事業で、主に対馬海域で漁礁を22か所設置し、全体事業費は11億円であります。設置後の効果の確認を水産課により実施しており、いずれも効果を確認できており、調査結果は、各漁協に情報提供されているとのことです。

3点目に、新たにチャレンジ水産経営応援事業補助金について、事業目的は、将来の漁村地域の核となる若い漁業者の新たな取組に対するサポートや、機器整備の支援、漁協等が行う海業の推進、漁業者に対する経営指導やスマート会計導入講座等の学習会を開催し、漁業者及び漁協等の経営力の強化を応援する事業で、過去3年間で、15件の実績となっております。

4点目に、離島漁業再生支援交付金について、事業目的は漁獲物の販売や漁業に必要な資材の入手など、地域ならではの資源である漁場の生産力を共同で高めながら、特性を生かした取組を支援し、離島漁業の維持・再生を図る事業であります。事業内容は、離島漁業再生事業交付金と特定有人国境離島漁村支援交付金に分けられ、離島漁業再生事業交付金は、過去3年間で対馬島内約40か所の漁業集落で取り組まれており、8億7,331万8,000円の事業補助金の実績であります。特定有人国境離島漁村支援交付金は、対馬島内24か所の漁業集落で、起業や事業拡大に取り組む漁師に、過去3年間で2億7,188万5,235円の支援を行っております。

5点目に、漁業と漁村を支える人づくり事業費補助金について、事業目的は、漁業者の減少や従事者の高齢化により年々水産業が衰退しているため、地域漁業者、行政、漁協が一体となり新規漁業者の育成、確保に向けた支援を行い、新たな漁業者の定住を促進することで、水産業の活性化を図る事業であります。事業内容としては、県の補助事業でスマート人材育成コース、地域漁業習得コース及び漁業継承コースの3つの研修コースがあり、研修生や指導者に対して、研修費、漁業経費、謝金等が支給され、研修期間は1年から2年であります。これまで過去3年間に、延べ56名の研修実績があり、事業補助金は9,376万7,000円であります。

6点目に、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金に係る輸送コスト支援事業補助金について、この事業目的は、基幹産業である農水産業の振興を図る観点から、農水産品全般の出荷や原材料の輸送に係る費用を支援する事業であり、事業内容は、島外への農水産品の出荷や、島外からの餌の運搬費の補助など、事業者の所得安定及び減少に歯止めをかけ、農水産業の振興を図る内容であり、対象品目は農水産物23品目の移出と、餌料、氷、箱等の移入であります。事業実績として、過去3年間で12億1,589万4,000円であります。

委員からの意見として、「補助金の目的内容によっては、費用対効果の検証を充分に行ってほしい」「新規漁業者の育成支援事業は、事業実績を議員にも共有してほしい」などの意見がありました。

以上で、産業建設委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（春田 新一君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩します。再開を11時20分からとします。

午前11時08分休憩

-----  
午前11時20分再開

○議長（春田 新一君） 再開します。

#### 日程第7. 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告

○議長（春田 新一君） 日程第7、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告を行います。

3番、諸松瀬里奈君。

○議員（3番 諸松 瀬里奈君） 皆様、おはようございます。

令和7年8月29日、長崎県市町村会館において、令和7年第2回定例会が開催されましたので、議案審議等の内容について、次のとおり報告いたします。

議案審議に入る前に、同意議案第2号として、副広域連合長の選任議案が提出され、大村市長である園田裕史氏並びに長与町長である吉田慎一氏が選任されました。

続いて、令和7年2月12日以降における経過等の報告がありました。

主な内容は次のとおりです。

1、国の動向について。

政府は高額医療制度を見直すことを令和7年度予算に計上したものの、患者団体等からの強い

反発を受け、最終的に実施を見直すこととしました。現在、「高額医療費制度の在り方に関する専門委員会」において検討中であり、今年秋までに方針を決定する予定です。

また、地域での良質かつ適切な医療を効果的に提供する体制を構築するため、「地域医療構想の見直し」、「医師偏在是正に向けた対策」、「医療DXの推進」のために必要な措置を講じたとした法案が2月に閣議決定されました。

そのほかに、後期高齢者医療制度のみの措置として、資格確認書を職権交付する対応を来年7月まで1年間延長することとなつたこと、政府は少子化対策を強化するために子ども・子育て支援金制度を創設し、子育て世代を全世代・全経済主体が支えるという趣旨から、その財源は医療保険料として全国民から徴収されることなどが報告されました。

## 2、国に対する要望について。

令和7年6月4日、全国後期高齢者医療広域連合協議会の令和7年度広域連合長会議が東京都内で開催され、後期高齢者医療制度の基盤強化や持続性を確保し、必要な改善を図るための要望書を厚生労働大臣に提出しました。内容は、1、マイナンバー制度関連について、2、高額医療費制度について、3、システムについて、4、財政運営について、5、保険事業についてです。

## 3、令和7年度の保険料賦課について。

広域連合で6月に賦課決定を行い、7月中旬に保険料決定額通知書及び納付通知書を各市町から送付しており、当初賦課人数は23万9,500人、軽減後賦課総額は171億4,635万円、1人当たり賦課額は、7万1,592円です。

## 4、令和7、8年度の保険料率について。

令和8年2月の広域連合議会に上程するための準備を進めており、今後の政令等で規定される子ども・子育て支援納付金や診療報酬改定が後期高齢者医療費に反映される可能性があるとのことです。

次に、議案審議の内容については次のとおりです。

慎重審議の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決されました。

議案第10号、長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

提案理由は、育児を行う職員の職業生活の両立を一層容易にするため、国家公務員に準じ、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等に係る措置と、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正による部分休業制度の拡充について、広域連合職員においても同様に講じるためです。

議案第11号、令和6年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算及び議案第12号、令和6年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、一

括審議が行われました。

広域連合監査委員による審査意見書によりますと、「後期高齢者医療制度は、平成20年度の制度開始以降、安定した財政運営がなされているが、令和8年度から子ども・子育て支援金の費用の一部を負担する仕組みが導入されるなど全世代型社会保障の構築が国において図られており、厳しい財政運営が続くことが予想される」とあり、「今後とも広域連合は国及びほかの都道府県広域連合の動向を的確に把握し、中長期的な財政運営に配慮するとともに、より効率的で円滑な事務運営を図られたい」と結んでおります。

議事日程の最後に一般質問が行われ、壱岐市選出の松本順子議員が質問されました。

質問内容は、1、保険料の上昇による滞納状況について、2、医療費が増える原因について、3、マイナンバーカードが2026年に変わることについてです。

以上で、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告を終わります。

○議長（春田 新一君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

#### 日程第8. 国境離島活性化推進特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（春田 新一君） 日程第8、国境離島活性化推進特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

14番、上野洋次郎君。

○議員（14番 上野 洋次郎君） 国境離島活性化推進特別委員会の調査状況を会議規則第45条第2項の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

本委員会は、令和7年第2回定例会以降の委員会での協議内容と、有人国境離島地域5市2町で構成しております長崎県国境離島市町議会連絡協議会の協議内容について報告させていただきます。

まず、令和7年8月4日に、しまづくり推進部、観光推進部及び農林水産部の出席を求め、委員会を開催し、対馬市の有人国境離島法関連予算（地域社会維持推進交付金）の令和6年度実績及び令和7年度計画についての説明を受け、その後、意見交換を行いました。

令和6年度の実績ですが、事業費ベースで、運賃低廉化事業6億4,987万6,000円、輸送コスト支援事業5億1,912万円、雇用機会拡充事業7,266万6,000円、滞在型観光推進事業4,865万2,000円の合計12億9,031万4,000円となっており、前年度と比較しますと、運賃低廉化事業が大きく増加し、一方で雇用機会拡充事業は、島内での需要が一

定程度の落ち着きを見せており、状況から減少しております。

令和7年度の事業計画については、4月時点での要望額となります。事業費ベースで、運賃低廉化事業7億5,308万1,000円、輸送コスト支援事業3億9,280万2,000円、雇用機会拡充事業5,047万9,000円、滞在型観光推進事業2,419万9,000円の合計12億2,056万1,000円となっております。

意見交換では、現在の交付金事業や準島民の拡大、空き家対策、事業継承や外国貿易など新たな支援策について活発な議論が交わされました。

委員会での決定事項としましては、1、支援の拡充も重要ではあるが、まず法律の延長を最優先に取り組む。

2、要望活動は、委員全員で行う。

3、決起集会については、国境離島新法協議会と連携しながら対馬市単独で開催する。

4、要望活動や決起集会、支援メニューの拡充については、令和7年8月21日開催の長崎県国境離島市町議会連絡協議会の結果を待って、再度委員会を開催し協議すること。

が決定しております。

次に、長崎県下の特定有人国境離島地域を有する5市2町の議長及び有人国境離島法を所管する常任委員会または特別委員会で構成し、本市が事務局を務めております長崎県国境離島市町議会連絡協議会を令和7年8月21日に対馬市交流センターで開催し、本市議会から私と春田議長、オブザーバーとして作元元議員の3名で参加をいたしました。

協議会では、各市町の取組状況について説明をいただき、今後の協議会としての活動計画について、活発な協議をいたしました。

令和8年度末の有人国境離島法の期限が迫る中、人口減少問題、雇用対策、離島ゆえの格差など多くの課題を抱えており、有人国境離島法の延長及び拡充なくして島の活性化はあり得ないとの共通認識の下、以下のとおり決定しております。

1、令和7年10月30日開催の第43回離島振興市町村議会議長全国大会と併せて、構成団体の首長、議長、特別委員会委員長、民間団体も含めて1団体7名以内で陳情・要望活動を行う。

2、決起集会の開催時期は、近隣の市町で協議しながら日程を調整し、構成団体と情報を共有する。

3、各市独自の支援拡充について、各市町の活動の中で、個別にお願いする。

4、陳情要望は、機会があるたびに、執行部を含めて積極的に行う。

ことが決定しております。

最後に、本委員会の今後の活動として、8年前の有人国境離島法が成立したときと同様に、対馬市において決起集会等を予定しております。

日程等は、まだ決定しておりませんが、分かり次第、皆様にお知らせしますので、積極的な参加をお願いいたします。

以上で、国境離島活性化推進特別委員会の報告といたします。

○議長（春田 新一君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

#### 日程第9. 承認第11号

#### 日程第10. 承認第12号

○議長（春田 新一君） 続きまして、日程第9、承認第11号、専決処分の承認を求めるについて（令和7年度対馬市一般会計補正予算（第4号））及び日程第10、承認第12号、専決処分の承認を求めるについて（令和7年度対馬市一般会計補正予算（第5号））の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司 克啓君） ただいま一括議題となりました承認第11号及び承認第12号、専決処分の承認を求めるについて、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は、令和7年度対馬市一般会計補正予算（第4号）を令和7年7月30日付で、令和7年度対馬市一般会計補正予算（第5号）を令和7年8月21日付で、地方自治法第179条第1項の規定によりそれぞれ専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

補正予算第4号につきましては、本年7月の集中豪雨により発生した災害に係る復旧費用を計上したものでございます。

第4号補正予算書3ページをお願いいたします。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございますが、令和7年度対馬市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ346億1,506万4,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページ、5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとするものでございます。

第2条、地方債の補正は地方債の変更を6ページ、7ページの「第2表 地方債補正」によるものとし、地方債の限度額を37億4,810万円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、11款・地方交付税は、普通交付税1,240万円を追加しております。

22款・市債は、農林水産施設災害復旧費に2,220万円を計上、公共土木施設災害復旧費に1,430万円を追加及び計上、その他災害復旧事業債に230万円を計上しております。

12ページをお願いいたします。

続きまして、歳出について御説明いたします。

なお、歳出につきましては、別途参考資料をタブレットに掲載しておりますので御参照ください。

11款・災害復旧費は、1項・農林水産施設災害復旧費に3,460万円を計上、2項・公共土木施設災害復旧費に1,430万円を追加及び計上、4項・その他の災害復旧費に230万円を計上しております。

次に、補正予算第5号につきましては、令和7年8月の集中豪雨により発生した災害に係る復旧費用を計上したものでございます。

第5号補正予算書3ページをお願いいたします。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございますが、令和7年度対馬市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ347億726万4,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページ、5ページの「第1表 嶽入歳出予算補正」によるとするものでございます。

第2条、地方債の補正は地方債の変更を6ページ、7ページの「第2表 地方債補正」によるものとし、地方債の限度額を38億2,580万円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、11款・地方交付税は、普通交付税1,450万円を追加しております。

22款・市債は、農林水産施設災害復旧債に2,560万円を追加、公共土木施設災害復旧債に3,900万円を追加、文教施設災害復旧債に100万円を計上、その他災害復旧事業債に1,210万円を追加しております。

12ページをお願いいたします。

続きまして、歳出について御説明いたします。

なお、歳出につきましては、別途参考資料をタブレットに掲載しておりますので、御参照ください。

11款・災害復旧費は、1項・農林水産施設災害復旧費に4,010万円を追加及び計上、  
2項・公共土木施設災害復旧費に3,900万円を追加及び計上、3項・文教施設災害復旧費に  
100万円を計上、4項・その他の災害復旧費に1,210万円を追加しております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよ  
う、よろしくお願ひいたします。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております2件については、委員会への付託を省略した  
いと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。2件は委員会への付託を省略することに決定をい  
たしました。

これから、各案ごとに討論、採決を行います。

承認第11号、専決処分の承認を求めるることについて（令和7年度対馬市一般会計補正予算  
(第4号)）について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第12号、専決処分の承認を求めるることについて（令和7年度対馬市一般会計補正  
予算（第5号））について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり承認されました。

---

日程第11. 報告第4号

日程第12. 報告第5号

日程第13. 報告第6号

日程第14. 報告第7号

日程第15. 報告第8号

日程第16. 報告第9号

日程第17. 報告第10号

○議長（春田 新一君）　日程第11、報告第4号、令和6事業年度株式会社まちづくり厳原経営状況報告についてから、日程第17、報告第10号、令和6年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての7件について報告を求めます。

総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司 克啓君）　ただいま一括議題となりました報告第4号から報告第10号までの7件につきまして、順に提案理由とその内容を御説明申し上げます。

まず、報告第4号から報告第8号までの経営状況報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、その経営状況を議会に報告するものでございます。

資料は別冊となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

報告第4号、令和6事業年度株式会社まちづくり厳原経営状況報告についてでございます。

当法人は、平成14年3月に設立され、平成18年10月対馬市交流センターの開設以来、同センターのテナント管理、交流センター駐車場の運営管理、交流センターにおける施設管理などを主な業務として行っております。

本事業年度における商業施設の1日当たりのレジ通過人数は約2,629人、公益施設・商業施設を合わせた全館の1日当たりの来館者数は約2,875人となっております。

次に、報告第5号、令和6事業年度一般財団法人対馬市農業振興公社経営状況報告についてでございます。

当公社は峰町に本所を置き、美津島町、上県町に事業所を配置し、高齢化が進行する本市において農業の活性化を図るため、各種の事業を展開しております。

主な事業といたしましては、農作業等の受託事業をはじめ、水稻、そば等の栽培事業、畜産経営、堆肥等の生産、販売、峰町及び上県町、上対馬町管内における施設管理業務や、市道、農林道の除草業務及び公園、トイレの管理業務などを行っております。

次に、報告第6号、令和6事業年度一般財団法人対馬地域商社経営状況についてでございます。

当商社は対馬市の経営基盤並びに産業資源の開発進行を目的とし、対馬の地域資源を生かした

島内外の流通促進や販路拡大に関する事業を展開しております。

主な事業としましては、島の地域商社として対馬産品等の特色を生かした加工品の開発及び生産、並びに加工場及び関連施設の運営などを行っております。

次に、報告第7号、令和6事業年度公益財団法人対馬栽培漁業振興公社経営状況報告についてでございます。

当公社は海藻類の放流種苗を安定的に確保することにより、栽培漁業及び沿岸漁業の振興に関する事業を展開しております。

主な事業としましては、公益事業として、サザエ、アワビ、赤ウニ等放流用種苗の生産、収益事業として、アコヤ貝、岩ガキ、ホンダワラの種苗生産及びアラメ、カジメの種糸生産を行っております。

次に、報告第8号、令和6事業年度一般財団法人対馬市国際交流協会経営状況報告についてでございます。

当協会は対馬と海外諸国との友好親善と地域国際化の推進を目的とし、国際交流及び国際協力に関する事業を展開しております。

主な事業としましては、韓国国内における対馬の総合窓口として、釜山広域市に対馬釜山事務所を設置し、韓国での観光PR事業、各種交流事業等に対する連絡調整及び通訳などを行っております。

以上、5法人につきましての経営状況報告でございます。

これらの経営状況報告の質疑につきましては、それぞれの所管部の部長において答弁いたしますので、よろしくお願ひいたします。

次に、報告第9号、令和6年度対馬市一般会計継続費精算報告について御説明いたします。

議案書19ページをお願いいたします。

本案は地方自治法施行令第145条第2項の規定により継続費に係る継続年度が終了した事業について報告するものであり、令和4年度対馬市一般会計当初予算及び令和5年度対馬市一般会計補正予算（第4号）並びに令和6年度対馬市一般会計補正予算（第11号）におきまして継続費の設定及び変更の議決をいただきました、（仮称）豊玉認定こども園建設事業、令和5年度対馬市一般会計当初予算及び令和6年度対馬市一般会計補正予算（第5号）並びに補正予算（第11号）におきまして継続費の設定及び変更の議決をいただきました、厳原中学校長寿命化改良事業、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第1号）及び令和3年度対馬市一般会計補正予算（第7号）並びに令和5年度対馬市一般会計補正予算（第8号）におきまして継続費の設定及び変更の議決をいただきました、市道目保呂ダム支線道路災害復旧事業につきまして、議案書20ページから22ページにかけましての令和6年度対馬市一般会計継続費精算報告書のとおり

継続費の精算を報告するものでございます。

次に、報告第10号、令和6年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明いたします。

議案書23ページをお願いいたします。

本案は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

監査委員の意見書につきましては、別冊となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

財政健全化の判断は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標が用いられます。

議案書23ページ、中段の健全化判断比率の表中、実質赤字比率は一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でありまして、実質収支が赤字でないため、数値はございません。

次の連結実質赤字比率は、全会計を対象としました実質赤字の標準財政規模に対する比率でございまして、連結実質収支が赤字でないため、数値はございません。

次の実質公債費比率は一般会計等が負担する借入金の元利償還金及び公営企業会計に対する繰出金のうち、元利償還金相当分の標準財政規模に対する比率でありまして、9.5%でございます。

次の将来負担比率は、一般会計が将来負担すべき実質的な負担の標準財政規模に対する比率であります、27.9%でございます。

また、次表の資金不足比率につきましては、公営企業会計におきまして資金の不足がないため、数値はございません。

健全化判断比率の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、早期健全化団体、さらに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上の場合は、財政再生団体となります。

本市の健全化判断比率は、これらの数値をいずれも下回っているため、本市の財政状況は健全段階であると言えます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（春田 新一君） 報告は終わりました。

これから7件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 報告第7号、対馬栽培漁業振興公社。このことについて、担当部長でも市長でも、私、第一線の職員の考え方がある、ちょっと指摘したいことがございます。3年前やったと思いますけども、3年か2年前、磯焼けの状況で海底に藻場が全て繁茂しておらない

頃に、アワビの放流をやるようなことがその年の実施状況の中で書かれておりました。

私は、産業建設委員会の所管事務調査の折に、この事業所に委員と同行して、そういうふうな報告を聞いたわけですが、こういう時期に藻場が枯れた状況にアワビの放流なんておかしいじゃないかと。この機関は、もちろん、そういうふうな海藻に対するそういう復活というふうなことの直接な機関ではございませんが、試験場じやございませんが、しかし、このことを解決せん限り、アワビやサザエ、その他の放流については前に進まないことに何か欠点があるようだと思うが、このことの取組を自らすることも考えることも職場として必要じゃないかというふうなことを私は1回指摘をいたしましたら、そのとき市の職員が、退職後そこに出向された方の言葉は今でも忘れんとですが、「そのようなことは、この研究所の中でするような方向ではない」と、そういうふうなことを、一蹴したわけですが、この報告書を見ますと、3ページ、部長さん、3ページにね、この上のほうにありますよ。「しかしながら県からの受託事業、これによりホンダワラ類の増殖プレートを生産して藻場回復の新たな取組に貢献することができております」と。

私、これが本当の積極性がどうあろうとそれが解決せんことには今の栽培漁業の方向は成り立たんと。このことを私は、まともなことが書かれて、途中、早めに指摘を受け入れられなかつたことに非常にどうかなというふうな意見がございます。

その辺について、私は積極的な、職員が退職後そういう場所に行かれても、前向きな格好での活躍・活動をしてほしい。このことを指摘して、質問とするよりは、過去にあった取組について前向きなことになっておるなということで、私は安心しておりますが、何かあれば、意見が。

○議長（春田 新一君） 農林水産部長、平川純也君。

○農林水産部長（平川 純也君） お答えいたします。

対馬栽培漁業振興公社についてでございますけども、先ほど御指摘がありましたとおり、磯焼け対策につきましては、今現在、各漁業集落等におきまして、離島漁業再生それから水産多面的機能発揮対策事業、これによりまして各漁業集落で積極的に藻場再生に向けての活動が実施されているところでございます。

それから、この報告書にありますように、先ほど御指摘がありました県の藻場礁、これにつきましては、ホンダワラ類の増殖プレート、これを振興公社が受託することで、藻場礁ブロックにプレートをつけて、網囲いをして、それで藻場を増やそうという取組が継続して行われているところでございます。

今後につきましては、まずその事業を継続するとともに、アワビの放流等につきましては、栽培漁業振興公社の理事に各漁協の組合長さん等入っていただいておりますので、離島漁業再生支援交付金等の要望を聞きながら各漁協さんに積極的な活用に至るように働きかけをしているところでございますけども、まずは言われるように、藻場が再生しないことには、餌がないことには、

なかなか放流事業の実績、効果が伴わないということで、双方向から推進していくような体制としております。

以上でございます。（「議長、終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（春田 新一君）ほかにありませんか。4番、東圭一君。

○議員（4番 東 圭一君）すみません。報告第4号、決算報告書で、株式会社まちづくり巖原、これちょっと初めて自分見させてもらったんですけど、5ページです。これ内部留保が結構あるなど感じてますが、聞きたいことはここじゃないところでも聞けますので、せっかく市長がいらっしゃいますので、1点だけよろしいでしょうか。

市長が取締役になっていますが、これは対馬市長としてでしょうか、比田勝尚喜氏としてでしょうか、お願いします。

○議長（春田 新一君）市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君）このまちづくり巖原につきましては、対馬市長ということでござります。

○議長（春田 新一君）4番、東圭一君。

○議員（4番 東 圭一君）ありがとうございます。

それについて、そしたら7ページの議員報酬、これがあるんですけど、市長はこれにも入っていいるということですか。よろしくお願いします。

○議長（春田 新一君）市長、比田勝尚喜君。（「役員報酬ですね」と呼ぶ者あり）

○市長（比田勝 尚喜君）私は、役員報酬は、頂いてはおりません。

○議長（春田 新一君）4番、東圭一君。

○議員（4番 東 圭一君）ありがとうございます。以上で結構です。

○議長（春田 新一君）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君）それでは質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

以上で、報告第4号から報告第10号までの報告を終わります。

昼食休憩とします。暫時休憩します。再開を1時5分からとします。

午後0時05分休憩

---

午後1時05分再開

○議長（春田 新一君）再開します。

---

#### 日程第18. 対馬市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告

○議長（春田 新一君）　日程第18、対馬市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告を行います。

教育部長、扇博祝君。

○教育部長（扇 博祝君）　日程第18、令和6年度事業に係る対馬市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について、御説明させていただきます。

報告書の3ページ、教育委員会の自己点検・評価についてを御覧願います。

本報告書につきましては、教育委員会の責任体制の明確化を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、「教育委員会は、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用し、毎年、その権限に則する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならない」とされておりますことから、毎年作成し公表しているものでございます。

教育委員会におきましては、対馬市教育方針を柱とし、対馬市総合計画並びに対馬市教育振興基本計画等に基づいて本市の教育施策を総合的かつ計画的に推進するため、各施策を実施してまいりました。

そして、これら教育委員会の取組について、効率的・有効的に実施できているか客観的な視点から自己点検・評価を行い、それらに対して、教育に関し学識経験を有する3名の点検評価委員皆様に所見をいただいております。

その所見の内容でございますが、評価できる点として、教育機関等との連携、学校施設の適正配置の促進、ふるさと学習の充実、学力向上対策、特別支援教育や健康教育の推進、ICTを活用した教育の充実、郷土を愛する「つしまっ子」の育成、生涯競技スポーツの普及振興及び無形民俗文化財の伝承、保護、調査等について、一定の評価をいただいております。

一方、改善を要する点として、小中学校施設の整備、島っこ留学の促進、学力向上対策、特別支援教育、道徳教育、人権平和教育の推進、生徒指導の充実及び生涯競技スポーツの普及振興等について、期待を込めた御意見をいただいております。

教育委員会では、学識経験者からいただいた所見を真摯に受け止め、今後におきましても、より一層市民皆様に信頼されるよう適正で効率的・効果的な教育行政の推進に努めてまいります。

なお、報告書の7ページから30ページにかけまして、教育委員会の活動及び管理執行事務について、そして、教育委員会事務局の執行事務に係る項目別活動内容及び点検評価のコメントを記載し、31ページ以降に学識経験者からの所見を記載しております。

以上、簡単ではございますが、令和6年度事業分に係る教育委員会の点検評価報告書の説明とさせていただきます。

○議長（春田 新一君）　報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） 島っこ留学についてお伺いします。

今、なかなか受け入れのしま親が見つからないということで、今後どうするか、今検討中だとうふうに書いてあるかと思います。

2年前ですか、壱岐市で死亡事故も起こっておりましたが、そのあたりも踏まえて、この島っこ留学をどうしていこうかということだけではなくて、これを存続させていくほうがいいのかどうなのかという検討も必要だと思いますが、そのあたり教育委員会ではどのように協議が行われたのか教えてください。

○議長（春田 新一君） 教育部長、扇博祝君。

○教育部長（扇 博祝君） 失礼いたします。確かに今議員が言わわれたとおり、しま親の確保について大変苦慮しております。

一応、昨年、孫戻し留学を始めまして、一応そちらのほうは順調に進んでおりますので、どちらかというと孫戻し留学のほうに力を入れていきたいような思いもございます。

また、この事業 자체を存続させていくのかどうかということにつきましても、この島っこ留学につきましては、推進協議会等の会議も行っておりますので、その協議会の中での委員さんの御意見等も参考に、今後の進め方は考えていきたいと思っております。

まず、来年のしま親の島っこ留学につきましても、どうにかしま親の確保について努めてまいりたいと思っておりますので、すぐにこちらのほうを、事業自体をなくすような現段階での考えは、今は持っております。

以上でございます。

○議長（春田 新一君） 11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） 島っこ留学については、当初、小規模校に限定して行っていたものを全学校を対象にして行うというふうに方針が転換されたと思いますが、そのことについての地域というか、市民への周知がうまくいっているのかどうか、そのあたりの見解はいかがでしょうか。そもそも複式学級の解消等にまずはこれを資するようにということで、この島っこ留学の目的があったと思うんですが、目的が少し変わってきていると思いますが、そのあたりの周知徹底はどのようになされているかお聞きします。

○議長（春田 新一君） 教育部長、扇博祝君。

○教育部長（扇 博祝君） 失礼いたします。確かに趣旨につきましては、当初、複式学級、少人数での学校の複式解消のために、そちらを対象として募集をかけておりましたけども、やはりなかなか難しいということで、できるだけ、どこでも受け入れるような体制を取って、対馬に来ていただける子供たちが1人でも多くなればという思いで全体に広げた経緯がございます。

一応、そのしま親の確保につきましては、市の市報あるいはケーブルテレビの放送、いろんな周知方法については、また学校、各小中学校への周知など、できる限りの周知は行っておりますけども、実績としてなかなかしま親の確保に至ってない状況でございます。

○議長（春田 新一君） ほかにありませんか。8番、糸瀬雅之君。

○議員（8番 糸瀬 雅之君） この教育委員会ですが、これは市長のほうにちょっとお尋ねをしたいと思っておりますけども、今、コロナ前ですが、市長はいつも常々子供たちは島の宝とおっしゃっております。ほかの自治体を見ていますと、やはり中学生であったり高校生であったり、こういう子ども議会というのを開かれております。コロナ前に何度か我々の議会に入る前にはやられたと記憶があるんですけども、市長になられて、今年度もそうですが、今後こういった子供たちの意見ですね、意見だったり、そういう意見の場というのを設けるべきだと私は思うんですけども、その辺のお考えを市長の今後どういうふうな、やるとかやらないとか、そういうのがありましたら答弁をお願いいたします。

○議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 糸瀬議員おっしゃられるように、コロナ禍前は子ども議会を年1回開催しておりました。

そこで、コロナが拡大してから断念をしたというふうに私は思っておりますけども、その後、コロナが落ち着いてきてから、再度この子ども議会を開催できないかといったことで教育委員会のほうから校長会のほうにも御相談を申し上げましたところ、今の段階ではなかなか学校現場のほうでの指導と申しましょうか、やはり子ども議会に出るときに、その担当の先生方の指導がなかなか難しいというようなことで、いましばらくまだ協議をしているということで、教育委員会のほうからは報告を受けているところでございます。

部長のほうが詳しいと思いますので、そこら辺については部長のほうからも答えさせていただきます。

○議長（春田 新一君） 教育部長、扇博祝君。

○教育部長（扇 博祝君） 失礼いたします。学校の各行事等につきましては、どうしても前年度に次年度の計画を立てる、ほとんどのスケジュールを立てる状況もありまして、今回相談受けたときには時期的にもちょっとずれておりましたものですから、もし開会を実施するに当たりましては、実施する年度の前年度ぐらいから一応学校のほうにも相談をかけなければ、なかなか対応は難しいのかなという状況ではございます。

以上でございます。

○議長（春田 新一君） 8番、糸瀬雅之君。

○議員（8番 糸瀬 雅之君） 対応が難しいですか。難しいですか。難しいですかね。はい。私

は難しくないと思います。やる気だけだと思います。やはり子供たちの今から意見、そういったのを市長は、では、難しいんであれば、市長が学校に行かれたり、そういった意見を聞くとか、そういうのも必要やないでしょうか。逆にですね。市長が8年間、今度3期目ですが、2年過ぎましたが、行かれた学校はありますか。そういうところに行かれて意見交換とかされたところはありますか。どうですか。お答えください。

○議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 私も、特に、このSDGsにおける海ごみ関連で、特に西部中学校には2回ほどお邪魔させていただきまして、子供たちともいろんな幅広い話をさせていただいたところでございますし、また、比田勝中学校につきましても、やはり子供たちの生の声を聞くといったことで、比田勝中学校のほうにも、たしか1回お邪魔させていただいたというふうに記憶しているところでございます。

○議員（8番 糸瀬 雅之君） 最後です。

○議長（春田 新一君） 8番、糸瀬雅之君。

○議員（8番 糸瀬 雅之君） 何回か行かれていると思います。いろいろですね、中学校もそうですけども、高校生、今SDGsで豊玉高校はそういう活動を今回大阪の万博でされておりました。いろいろと上対馬高校もございます。対馬高校も近くにはございますけども、時間があれば、高校生のいろんな対馬と思う将来の夢、そういうたらいいということがいっぱい発想を持っていると思いますので、ぜひ、今後、時間が取れましたら、そういうところに足を向けていただいて、実際やっていただきたいと思います。

また、子ども議会につきましても、学校側が難しいとか、そういうのではなくて、できるんですよ。やろうとしないだけなんですよ。本当はできます。それを実現させてください。よろしいでしょうか、教育長。ああ、すいません、教育部長。お願いしときますよ。お願いしときますよ。はい。

○議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 先ほどの答弁の中でちょっと抜けていたところございますけども、糸瀬議員おっしゃられるように、高校のほうも、私も対馬高校には大体年1回ぐらいは行って子供たちと直接、生の声を聞いて、いろいろと施策に役に立てるようなことがあれば、それを実現させていきたいといった思いで伺っているところでございます。申し遅れました。そういうことでございます。

○議長（春田 新一君） 教育部長、扇博祝君。

○教育部長（扇 博祝君） すみません、私の説明が悪かったかもしれませんけども、決してできないというわけではなくて、事前に協議をしていただければ、それなりの準備が学校のほうも

必要でございますので、年度途中とかに（発言する者あり）はい。ということで、（「頑張ってやってください」と呼ぶ者あり）御理解いただければと思います。すみません。

○議長（春田 新一君） ほかにありませんか。2番、吉野元君。

○議員（2番 吉野 元君） 評価の中でコミュニティ・スクール、佐須奈小中学校がコミュニティ・スクールを先進的にされていると思いますけども、その内部の評価ですとか今後の課題みたいなところが議論されていれば、ぜひ教えていただきたいのと、今後コミュニティ・スクールを全島にも広げていくというような話も聞きますので、そういう地域の方、大人たちが活躍している場面というのがたくさんある中で、そういう地域の方と子供たちが交流するような機会というのはもっと積極的につくっていっていただきたいなと思っていますので、そこら辺の今後の展望みたいなところがあれば教えてください。

○議長（春田 新一君） 教育部長、扇博祝君。

○教育部長（扇 博祝君） 失礼いたします。まず対馬市内におきましては、佐須奈小中学校が第1号として、このコミュニティ・スクールに携わっていただいております。一応その中で御意見を地域の方々からの御意見等もいただきながら進めておりますけども、やはり学校を今後運営していく中で地域の方とのつながりというのは重要なことになってまいりますので、具体的な内容については、私もちよつと今申し訳ないんですけども御意見等の把握はできてないんですが、一応、対馬市の全小中学校についてコミュニティ・スクールにつきましては設置予定で進めておりますので、進めていく中で、先進事例とか、その辺を参考にさせていただいて、これから設置していく学校につきましても内容をより充実させるような対策とかを考えていきたいと思っております。

○議長（春田 新一君） 2番、吉野元君。

○議員（2番 吉野 元君） ありがとうございます。私も佐須奈小中学校のコーディネーターを拝命しておりますけども、一つ課題として認識しているのは、地域と学校をつなぐようなコーディネートの人材というのをいかに各スクールで確保するかというところがありますし、そこはしっかりと謝礼なり費用弁償を払っていただくことで、よりそういう人材を確保が進むんじやないかなと思いますし、責任も持つてやれるのかなと思います。

それから、そういう総合学習とかふるさと学習の中でいろいろ講師を呼ばれると思うんですけども、そこもぜひ、もう少し予算を積んでいただいて、学校の先生方もかなりお忙しい状況というのを伺っていますので、そこを変えられるような、地域の方がしっかりと教壇に立って、しっかりと子供たちに伝えられる、対馬の郷土愛を育んでもらえるような、伝えられる人を増やしていくというところの予算組みもぜひ前向きに検討いただければと思います。

以上です。

○議長（春田 新一君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） ないようになりますので、質疑なしと認め、これで教育委員会の報告を終わります。

---

### 日程第19. 認定第1号

○議長（春田 新一君） 日程第19、認定第1号、令和6年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司 克啓君） ただいま議題となりました認定第1号、令和6年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第203条第3項の規定により、別紙監査委員の意見書を添えて議会の認定を求めるものでございます。

令和6年度対馬市一般会計歳入歳出決算における歳入合計は342億424万594円、また、歳出合計は334億5,915万9,480円であり、差引残額が7億4,508万1,114円となっております。

なお、決算の概要説明につきましては、別冊の主要な施策の成果説明書をもって省略をさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は議長を除く全議員を委員とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は議長を除く全議員を委員とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

正副委員長互選のため、決算審査特別委員会を議員控室に招集します。

暫時休憩します。

午後1時27分休憩

午後1時50分再開

○議長（春田 新一君） 再開します。

報告します。決算審査特別委員会の委員長に大浦孝司君、副委員長に針谷広己君が決定しました。

---

日程第20. 認定第2号

日程第21. 認定第3号

日程第22. 認定第4号

日程第23. 認定第5号

日程第24. 認定第6号

日程第25. 認定第7号

日程第26. 認定第8号

○議長（春田 新一君） 日程第20、認定第2号、令和6年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第26、認定第8号、令和6年度対馬市漁業集落排水事業会計決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司 克啓君） ただいま一括議題となりました、認定第2号、令和6年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、令和6年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、令和6年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、令和6年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、令和6年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上5件の決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見をつけて、議会の認定を求めるものでございます。

決算の概要説明につきましては、別冊の主要な施策の成果説明書をもって省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（春田 新一君） 水道局長、桐谷和孝君。

○水道局長（桐谷 和孝君） ただいま一括議題となりました認定第7号、令和6年度対馬市水道事業会計決算の認定について及び認定第8号、令和6年度対馬市漁業集落排水事業会計決算の認定について、以上2件の決算につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙、監査委員の意見書、並びに事業報告書等の関係書類を添えて、議会の認定を求めるものでござ

ざいます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから 7 件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

認定第 2 号から認定第 8 号までの 7 件は、配付しております決算審査付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

---

#### 日程第 2 7. 議案第 4 8 号

○議長（春田 新一君） 次に、日程第 2 7、議案第 4 8 号、令和 7 年度対馬市一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司 克啓君） ただいま議題となりました、議案第 4 8 号、令和 7 年度対馬市一般会計補正予算（第 6 号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、情報通信基盤加入者専用設備整備負担金、ジェットフォイル更新支援事業補助金、離島漁業再生支援交付金などの減額、林業関連運搬船確保支援事業補助金の計上、7 月及び 8 月の集中豪雨に係る災害復旧事業費の追加が主なものでございます。

予算書の 3 ページをお願いいたします。

令和 7 年度対馬市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによることを規定し、第 1 条第 1 項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,549 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 347 億 7,275 万 6,000 円とするものでございます。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4 ページから 6 ページにかけての「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

第 2 条、債務負担行為は、地方自治法第 214 条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を 8 ページ、9 ページの「第 2 表 債務負担行為」によることとし、ジェットフォイル更新支援事業の債務負担の期間を令和 8 年度から令和 11 年度、限度額を 4 億 5,450 万円といたしております。

第 3 条、地方債の補正は、地方債の追加及び変更を 8 ページ、9 ページの「第 3 表 地方債補

正」によるものとし、緊急浚渫推進事業を500万円追加し、地方債の限度額を各事業の変更分と合わせて38億8,940万円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、その主なものを御説明いたします。

14ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、13款・分担金及び負担金は、自然災害防止事業分担金22万5,000円を計上しております。

15款・国庫支出金でございますが、1項・国庫負担金は、道路災害復旧事業負担金400万円の追加、及び河川災害復旧事業負担金8,880万円の計上でございます。

2項・国庫補助金は、林業費補助金で、美しい森林づくり基盤整備事業補助金200万円の追加、災害復旧費国庫補助金で、文化財施設災害復旧事業補助金103万9,000円の計上が主なものでございます。

16款・県支出金、2項・県補助金は、水産業費補助金で、離島漁業再生支援交付金8,074万8,000円の減額、農林水産施設災害復旧費補助金で、林業施設災害復旧事業補助金2,000万円の計上が主なものでございます。

16ページをお願いいたします。

19款・繰入金でございますが、1項・特別会計繰入金は介護保険特別会計繰入金1,601万円の計上、2項・基金繰入金は、財政調整基金繰入金3,388万6,000円の減額、森・川・里・海環境保全再生基金繰入金1,575万2,000円の追加、合併振興基金繰入金1億4,800万円を減額するものでございます。

20款・繰越金は、前年度剰余金1億4,814万4,000円の追加でございます。

21款・諸収入は、新型コロナウイルスワクチン接種補助金3,735万円の減額が主なものでございます。

18ページをお願いいたします。

22款・市債は、高浜地区急傾斜地崩壊対策事業5,000万円の起債区分の組替え、林業施設災害復旧事業1,810万円の追加、河川災害復旧事業2,280万円の追加など、各事業の事業費の補正によりまして、合わせて6,360万円の増額でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

なお、歳出につきましては、別途参考資料をタブレットに掲載しておりますので、後ほど御参考ください。

20ページをお願いいたします。

2款・総務費でございますが、1項・総務管理費、7目・企画費は、情報通信基盤加入者専用設備整備負担金7,656万1,000円の減額、ジェットフォイル更新支援事業補助金

7, 231万3,000円の減額が主なものでございます。

22ページをお願いいたします。

2項・徴税費は、過誤納還付金及び還付加算金1,573万6,000円の追加でございます。

24ページをお願いいたします。

4款・衛生費、1項・保健衛生費は、新型コロナウイルス予防接種事業委託金3,735万円の減額が主なものでございます。

2項・清掃費は、対馬クリーンセンター一年次点検及び補修業務委託料3,600万円の追加が主なものでございます。

26ページをお願いいたします。

6款・農林水産業費、2項・林業費は、林業関連運搬船確保支援事業補助金1,500万円の計上、3項・水産業費は、離島漁業再生支援交付金1億498万2,000円の減額が主なものでございます。

30ページをお願いいたします。

8款・土木費、2項・道路橋梁費は、市道維持補修工事2,387万4,000円の追加、市道高浜団地2号線道路災害防除工事4,960万円の減額が主なものでございます。

3項・河川費は、高浜地区急傾斜地崩壊対策工事4,960万円の計上が主なものでございます。

32ページをお願いいたします。

9款・消防費は、Jアラートシステム更新委託料851万9,000円の計上が主なものでございます。

38ページをお願いいたします。

11款・災害復旧費、1項・農林水産施設災害復旧費は、林業施設災害復旧工事4,000万円の追加、2項・公共土木施設災害復旧費は、河川災害復旧工事1億1,200万円の追加が主なものでございます。

なお、40ページから43ページにかけて、補正予算給与費明細書を添えてございますので、御参考方よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終らせていただきます。御審議の上、御決定賜りますよう、お願いいたします。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） まず、市長にお尋ねしますが、27ページです。この新規での団体への補助について上程してありますので詳細を何点かだけお尋ねしたいと思います。よろし

いですか。

この間の全協の資料の中では、1年じゃなくて3年というような話がありました。そういう中で、この補助に当たって適しとするか適してないかということよりも、補助する以上は、市もしつかりした保障してやらないかんじやないですか。私が心配するのは、3年後に果たして景気が上向きになるということはまだまだ未知の世界だと思うんですが、せっかく補助するに至ったら中長期にわたって、支援なされる考え方あるのか。そうしないと、全協で学習しましたが、市が保障をしようというぐらいの感覚の説明がありましたよね。だから、団体は団体として自分の団体のるるの説明があった中で、そういった答えが出たと思っております。だからこそ、やるとするならば、責任持ってやっていただきたいと。中長期にわたってですよ。そういう考えになっていただけないかなということ。

それと皆さんの判断でしょうけども、地方自治を超えるわけいませんので、そこにはそこなりの物語があると思っております。ただし、多年度にわたって継続していくという考え方ならば、あと補助率の問題も関係してくると思います。普通、補助というのは2分の1ぐらいかなと思っていたら、4分の3いきなり来ております。これはあり得ることかなと私は不思議に思うところもあります。それは皆さんを考えられたことなんでしょうから、またどういう機会かで必要であるからというような話もあるのかなと思っております。

そしてもう一つ、この充てる財源です。この財源が基金からですよね。全協の説明では、何か長たらしい名前がありましたが、そういう中から9,000万ぐらいあるので、それを充てろうというような考え方のようあります。しかしながら資料から説明を解読しますと、この基金が本当にこれに充当していいかどうかということを私は疑問に思っております。なぜならば、団体に補助をするのにこの環境保全の再生資金が本当に適しとするかどうか。今までの中では第1次産業の林業支援をするのが第一目的であるという中で、この団体への支援の内訳を見ますと林業支援に向いた40%ぐらいしかないと思うんですよ。あの60%は違うものに対してみたいにここ説明がありましたので、それを一括、この森・川・里・海環境保全再生基金ですか、これで賄うというものはいかがなものかなという問題、私なりにですよ。これは市長と私の論点が違うとは思いますが、同じ税ですから、どつから使ってもええちゅう問題じゃないじゃないですか。やっぱり適したところから適した基準で、どなたさんも納得いくような形を取っていただけなかつたものかなということあります。

交付金の在り方を今問われる時代でございますので、明確に皆さんのが分かりやすく分かるように、また別の機会でもいいですから明確にしていただきたい。やっぱり新規で補助をする以上は、それなりの準備と責任がついてまわると思いますので、ここを市長、考え方だけをお聞かせください。

○議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 3点ほどございました。まず、やるからには市が保障の意味も込めてといったことというように私聞いておりましたけども、完全な保障とまではいかないまでも、この事業がなくなれば、対馬の林業者等が非常に利益率が下がってくるといったことで困るといったようなことから、今回この199トンの貨物船を存続させるべきというような決断に至ったわけでございます。

このことが、今議員おっしゃられるように1年だけですとなかなか保障的なこともできないだろうといったことで、まず3年間はこのことについて継続を考えたいと。そして3年間したその上で、再度いろんな面で議論をし、そしてこれが今後妥当なものか、それか、その後は自走が可能になるのか、そこら辺も含めて組み立てていきたいというふうに考えているところでございます。

特に一番大事なのは、この199トンの貨物船がなくなれば、今まで積出しをしていた舟志港とか、雞知港、豊玉港、こういったところからの材が出せなくなるということは大変大きな影響を与えてくるといったことで、この船は存続させるべきというふうな判断をしたところでございます。

そしてまた2点目の、補助をするのはいいが補助率がちょっと普通は2分の1ではないか、今回のこの補助ちゅうのは4分の3程度を考えているのは高過ぎるんではないかというような内容だったと思いますが、この4分の3の補助につきましては有人国境離島法関係が、これが4分の3を採用しているといったようなことで、この4分の3を採用していきたいということでお願いをしております。

そして3点目の、その基金を充てる場合に、森・川・里・海環境保全再生基金はふさわしくないのではないかといったような意見でございましたけども、この森・川・里・海環境保全再生基金積立てにつきましては、市有林から得られる売却益、ここが主な資金となりますので、特にこの市有林、そして民有林、これを市として今後しっかりと支えていく上では、この森・川・里・海環境保全再生基金を活用することについては、私は何ら問題がないのではないかといったようなふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（春田 新一君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） 今言いますように、市長の考えがそうだから、こういうふうになつたと思いますが、今、補助率の話も理解はしました。それと、この充当財源に対したらデータを分析して私は話したつもりですけども、要するに山林関係の基金であるような名目じやないですか。だからこそ割合的にそれが正解なのかと問合せをしただけです。ただ、税からしますと

同じこととは思いますが、やっぱり私みたいな縦分けをして考える方もおられるかと思いますので、この辺の説明ができるようにしていただきたいということです。

そして最後に、今後こういった形で検証しながらやっていくんだということは、理解はしました。ならばこそ、私は、交付金を出す以上は相当神経を使うだけの数字やと思っていますよ。そしたら1年ごと、ある程度の話をしながら、どういうふうになっていくかという経過を今回考えられたらいかがかなと思っております。

時の流れで輸送体制は変わっていきます。今まで確かに貨物船輸送で対馬は物流を支えておりました。しかしながら、現時点では、航路を持ってある方全てフェリー輸送に変わっていますので、将来的そっちになるのかなと私も思っております。そういったところも含めて、先ほど言いますように平等性があるように今後取り計らいをよろしくお願ひしておきます。

るる言いましたけども、新規でやる以上はしっかり神経を使わんといけないと思っておりますので、こんな質問をしております。

また、この手の話をまた次の機会、市長とするようにしておりますので、もう少し詳しくは後に話をしたいと思います。

今日は確認まででした。よろしくお願ひします。以上です。

○議長（春田 新一君） ほかにありませんか。7番、安田壽和君。

○議員（7番 安田 壽和君） 波田議員と同じようなことになるかとは思うんですけれども、やっぱり、その基金のほうのというのが、陳情書には、対馬市異業種連携協議会からの要望書として市長にも全協のときにも要望書が入っているということで、というのは、林業をということで先ほどからずっと説明が主にされてありますけれども、この貨物船というのは対馬から福岡までの貨物の輸送は林業なんですけれども、向こうから帰ってくる場合には、土木資材とか水産業の網とか家電製品とかも帰るときには積んでくるということで、市民全体への支援と考えないといけないと思うから、やっぱり財政調整基金のほうを使うべきじゃないかなというところを私も考えております。

ですから、もうちょっと説明を皆さんに分かるような形で、市民皆さんに支援をするんだということで考えていただきたいと思いますが、何かそこら辺で調査してあるところはないでしょうか。

○議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 財政調整基金は、このような事業に充てるのは、ちょっとどうかなとは思います。私も財政的なプロフェッショナルではありませんから、ここはちょっとまた後々もう少し議論をしてみたいとは思いますけども、今、議員おっしゃられるように、行くときには木材を積んで行くけど、帰りは建設資材等を積んでくるから幅広く効果が出るんだよといったよう

な話だと思いますけども、確かにそのとおりであろうかとは私も思っております。ただ、その中で、特にこれが先ほども申しましたように、例えば上のほうの舟志港であれば、1,000立米から1,100立米ほど積む貨物船あたりが入港ができないといったことで、これまで、この199トンの500から約600立米を積む貨物船で九州本土のほうに運搬をしているということでございます。

そういうことで、特にメインとなるのは、この木材ということで、そのために基金等を割り振るにはどの基金が一番望ましいかということで考えたときに、今現在、市有林等の売却益をこれまで長く積み立ててきました森・川・里・海環境保全再生基金が約9,000万円弱残っているというようなこともあります、この基金を使うのが一番望ましいのではないかといったことで、このような提案をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（春田 新一君） 7番、安田壽和君。

○議員（7番 安田 壽和君） 大体市長のおっしゃることは分かりました。ただ、今後、市民皆様へ対してという考え方で、やっぱり広くという意味でやっていかないと、一社に補助金を出すということですから、やっぱり皆さんそこら辺はいろいろ考えられると思いますので、慎重に考えていただきたいと思います。

色々、私も個人的に調査してみましたけれども、やっぱり全協で波田議員さんから質問があつたように、フェリー等でトレーラーとかということでは、採算が合わなくなってくるから市民への還元が減ってしまうというようなことがありますので、この船を補助して何とか利用していくようにしていっていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（春田 新一君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑は終わります。

本件は、配付をしております議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託をします。

---

#### 日程第28. 議案第49号

#### 日程第29. 議案第50号

#### 日程第30. 議案第51号

○議長（春田 新一君） 日程第28、議案第49号、令和7年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から日程第30、議案第51号、令和7年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健部長、阿比留正臣君。

○保健部長（阿比留 正臣君） ただいま一括議題となりました議案第49号から議案第51号の3件について、その提案理由と内容につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第49号、令和7年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

今回の補正は、国保システムの改修委託料の計上と前年度繰越金の確定に伴う財源内訳の変更が主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和7年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正是、第1条第1項で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ711万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億9,903万3,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページ、5ページの「第1表 岁入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

予算書は、8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

3款・国庫支出金、2項・国庫補助金は、国保システム開発費等補助金の計上でございます。

6款・繰入金、1項・他会計繰入金は、職員給与費等繰入金の追加でございます。

2項・基金繰入金は、次の7款・繰越金の前年度繰越金の確定に伴い同額を財源調整しております。

次に、歳出について主なものを御説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費の委託料に、国保システム改修業務委託料を追加しております。

この国保システム改修業務の内容は、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金制度の導入に対応するためのシステム改修で、歳入の国庫補助金もこれに関する補助金となっています。

続きまして、議案第50号、令和7年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

今回の補正は、後期システムの改修委託料の計上と前年度繰越金の確定に伴う財源内訳の変更が主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和7年度対馬市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ230万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,474万6,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページ、5ページの「第1表 嶸入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

予算書は、8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、3款・国庫支出金、2項・国庫補助金は、後期システム開発費等補助金の計上でございます。

5款・繰入金、1項・一般会計繰入金は、次の7款・繰越金の前年度繰越金の確定に伴い同額を財源調整しております。

次に、歳出について御説明いたします。

1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費は、後期高齢者医療システム改修委託料を追加しております。

なお、この後期高齢者医療システム改修の内容は、先ほどの国保システム同様、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金制度の導入に対応するためのシステム改修でございます。

続きまして、議案第51号、令和7年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正は、令和6年度の介護給付費及び地域支援事業費の精算に係る返還金と介護保険システム改修費用の計上が主なものでございます。

補正予算書の3ページをお願いいたします。

令和7年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は第1条第1項で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,665万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億4,696万5,000円とするものでございます。

第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表 嶸入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内訳につきまして主なものを御説明申し上げます。

予算書は8ページから9ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、3款、2項・国庫補助金は、地域支援事業交付金の前年度の精算額による不足額の追加。また、保険者機能強化推進交付金と介護保険努力支援交付金は、現年度分の交付内示があったため、計上しております。

7款、2項・基金繰入金は、歳出のシステム改修委託料に充当するため、介護給付費準備基金から必要額を追加しております。

8款、1項・繰入金は、前年度の剰余金を計上しております。

予算書10ページから11ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、1款・総務費は、国の介護保険事業標準化システムへの改修費用を計上しております。

6款・諸支出金、1項・償還金及び還付加算金は、令和6年度の精算による国・県への保険給付費負担金、地域支援事業交付金及び支払基金交付金の返還額を追加しております。

2項・拠出金は、前年度精算に伴う保険給付費、地域支援事業費及び低所得者保険料軽減負担分に係る一般会計への返還額を計上しております。

以上、議案第49号から議案第51号までの提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

3件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。3件は、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。3件は、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これから、各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第49号、令和7年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号、令和7年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号、令和7年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第31. 議案第52号

○議長（春田 新一君） 次に、日程第31、議案第52号、令和7年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道局長、桐谷和孝君。

○水道局長（桐谷 和孝君） ただいま議題となりました議案第52号、令和7年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、水道施設の修繕費の追加、国道、市道の道路改良工事に伴う水道施設の補償工事及びそれに係る補償金の追加並びに水源開発の工事請負費の計上が主なものでございます。

補正予算書3ページをお願いいたします。

第1条で、令和7年度対馬市水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによることを規定し、第2条で、令和7年度対馬市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款・水道事業費用、第1項・営業費用を1,750万円追加し、水道事業費用の総額を10億4,086万3,000円とするものでございます。

第3条で、予算第4条本文中括弧書きを資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億9,179万2,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額6,206万円、当年度分損益勘定留保資金2億1,954万5,000円、減災積立金4,527万2,000円、建設改良積立金6,491万5,000円で補填するものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとお

り補正するものでございます。

収入で、第1款・資本的収入、第4項・補償金を1,390万円追加し、資本的収入の総額を5億6,339万8,000円とし、支出で第1款・資本的支出、第1項・建設改良費を7,290万円追加し、資本的支出の総額を9億5,519万円とするものでございます。

補正予算書の内容について御説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

初めに、収益的支出でございますが、1款・水道事業費用、1項・営業費用、1目・配水及び給水費は、手数料200万円の追加及び水道施設の修繕費1,500万円を追加し、2目・総係費は、郵券料50万円の追加でございます。

次に、資本的収入でございますが、1款・資本的収入、4項、1目・補償金は、水道施設移転補償工事の増加により1,390万円の追加でございます。

次に、資本的支出でございますが、1款・資本的支出、1項・建設改良費、2目・施設整備費、7節・備消耗品費は、消耗品費60万円を追加し、20節・工事請負費は、水源開発及び国道・市道の移転補償工事など7,230万円を追加し、3目・簡易水道整備工事費は、保安林解除申請に伴い、工事請負費から委託料へ400万円を組み替えるものでございます。

以上で、議案第52号の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第52号、令和7年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）について、討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

---

日程第32. 議案第53号

日程第33. 議案第54号

日程第34. 議案第55号

○議長（春田 新一君） 次に、日程第32、議案第53号、対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例から日程第34、議案第55号、対馬市住民センター条例の一部を改正する条例までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司 克啓君） ただいま一括議題となりました議案第53号から議案第55号は、総務部の所管でありますので、続けて提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案第53号、対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例及び議案第54号、対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の部分休業制度が拡充されることに伴い、それぞれ所要の改正を行うものでございます。

まず、議案第53号、対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議案書の41ページから43ページ、新旧対照表は2ページから4ページでございます。

改正の主な内容は、第19条の2で新たに仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置を追加するものでございます。

なお、附則で、施行期日を令和7年10月1日からとしております。

次に、議案第54号、対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議案書の45ページから47ページ、新旧対照表は5ページから8ページでございます。

改正の主な内容は、第22条の2から第22条の5で、新たに部分休業の取得パターンを現行の1日に2時間を超えない範囲内での取得に加え、1年に10日相当時間数の範囲内で1日当たりの上限時間数なく育児時間取得できるようパターンを多様化し、職員が育児と仕事の両立を図りやすいよう、より柔軟な働き方を可能とするために追加するものでございます。

なお、附則で、こちらも施行期日を令和7年10月1日からとしております。

次に、議案第55号、対馬市住民センター条例の一部を改正する条例につきましては、議案書の49ページ、新旧対照表は9ページでございます。

今回の改正は、施設の老朽化により、施設利用に長年支障を来しておりました豆酴住民セン

ターにつきまして、本年5月に施設の解体工事が完成したことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容は、第2条の表から豆酔住民センターの項を削るものでございます。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから、3件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。3件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。3件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第53号、対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号、対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号、対馬市住民センター条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開を午後3時5分からとします。

午後2時48分休憩

-----  
午後3時05分再開

○議長（春田 新一君） 再開します。

-----

### 日程第35. 議案第56号

○議長（春田 新一君） 日程第35、議案第56号、対馬市市議会議員及び対馬市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。選挙管理委員会事務局書記長、犬東幸吉君。

○総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）（犬東 幸吉君） ただいま議題となりました議案第56号、対馬市市議会議員及び対馬市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

提案理由は、物価高騰を考慮し、公職選挙法施行令が本年6月4日に一部改正されております。本市も公職選挙法施行令に準じ、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に要する経費に係る公費負担の限度額を引き上げるものでございます。

新旧対照表は、10ページから11ページになります。

改正内容は、第9条及び第10条で、ビラの1枚当たりの公費負担の限度額となる単価を「7円73銭」を「8円38銭」に、次に、11ページになりますが、第13条で、ポスター1枚当たりの公費負担の限度額の基礎となる額「541円31銭」を「586円88銭」に改めるものでございます。

なお、附則において施行期日を公布の日からとし、この条例の改正後に告示される対馬市の市議会議員選挙及び市長選挙から適用するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番、糸瀬雅之君。

○議員（8番 糸瀬 雅之君） 今この選挙公営の条例の改正の提案理由をお聞きし、また、改正

が行われるということで、この選挙公営の制度の目的なんですが、これはお金がかからない選挙のため、若い世代のために候補者間の選挙運動の機会等を均等に行うための制度であり、令和5年9月に施行をされております。

2年前の市長選挙、3月の市長選挙から、この条例、この選挙公営が適用され、今現在のビラの限度額が、先ほども言わされたように7円73銭、ポスターが1枚限度額が1,552円ということで、ビラの場合は4,000枚で3万920円、ポスターの場合は1枚1,552円の限度額で313か所で48万5,776円ですよね。

今回、この条例を改正されるに当たり、ビラが8円38銭、これ4,000枚に直しますと3万3,520円、ポスターにしますと586円88銭になりますと、大体1枚当たりの限度額が1,600円に私の計算ではなるんですね、1,600円です。

そして、313か所で、もうこれ50万800円が、50万800円です、議長。公費の負担となるという条例改正です。

今回5月の市議会選挙で6項目ぐらい公費負担がございました、このポスター、ビラを含めて。それぞれ22名の候補者が出て、今回この市議選の全体の公費金額というのは計算され、もう出ていると思います。それが、まず1点。

5月の、そして、市議選挙の22名のポスターだけの公費負担は、合計で幾らだったのか。それをまず答弁をお願いします。

○議長（春田 新一君） 選挙管理委員会事務局書記長、犬東幸吉君。

○総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）（犬東 幸吉君） 公費負担、公設公営の市議会議員選挙における負担でございますが、まず3項目ございまして、選挙用の自動車、ビラ、ポスター、この分を合わせますと、全体で957万9,220円になります。なお、ポスターに係る、今回の市議会選挙に係る公費負担につきましては531万1,987円になります。

以上でございます。

○議長（春田 新一君） 8番、糸瀬雅之君。

○議員（8番 糸瀬 雅之君） 全体的に957万円ぐらいですかね、全体の市議会選挙22名分、分かりました。

これは、やはりこの公費負担といえども、公営負担は一般財源を恐らく用いられていると思われております。

今回、この国の制度で変わった、上がったということで、変更するということで、物価高騰と言われましたよね、今。この公費を増額ということで、今、先ほども、後でちょっと説明しますが、今現在この22名の候補者、当選された方、落選された方、まだ票数が確定はされていないんですよ。長崎県の選挙管理委員会でまだ審議中でございます。

ですから、今回この公費の、そしてまた、供託金も返ってきていない、こういう状態ですよ。その中で、このような条例の改正を上程をされているのは、まだまだ私は個人的に早いんじゃないとか。選挙が、まだ落ち着いていないのに、このように条例の改正をされるということは、私はまだちょっと早いんじゃないかというのが、今回の反対の答弁でございます。

今回、やはりこの選挙運動用費用収支報告書を我々は、提出をする義務がございます。その中でビラやポスターなどの選挙公営に対して、単価、そして収支報告書についての寄附金等の疑いの文書や公職選挙法違反に該当するんではないかという疑いの文書内容が、多分皆様の元にも届いていると思いますけれども、朝一番にやった全協の資料がこのビラです。

いいですか。このビラが対馬全島に届いているんです。「これでいいのか、対馬市議会選挙」。このような状態で、この全員22名分の全てのポスター代の金額が。これは市民も見ておると思います。ですから、今このような状況の中で、この文書の一番下に検察庁や警察に告発するという内容なんですよ。その中で、この条例改正議案をそれでも上程を市はされるのか、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） このたび、この議案を上程させていただきましたのが、まず、国の法の改正によるものということで、市といたしましては、これを対馬市の市議会に上程する義務があるといったようなことから、このたび議運を通して上程させていただいたところでございます。

しかしながら、今朝からの全員協議会でもありましたように、そしてまた今、糸瀬議員のほうからも質問がありましたように、このことを今議会にぜひとも上程しなければならないかといえば、若干、私としては不本意ではありますけれども、やはり市民の皆様から疑義を唱えられる可能性もあるといったようなことで、議員の皆様がこのたびは取り下げたほうがよろしいというようなことであれば、私は今回、非常に残念なことではありますけれども、取り下げをさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（春田 新一君） 8番、糸瀬雅之君。

○議員（8番 糸瀬 雅之君） 今、市長は、取り下げさせてくださいという意味ですか、この案件は。

確かに、今この選挙公営、大変ありがたい制度なんですね。我々もこれを使わせていただきました。しかしながら、やはり今こういうふうな市民の一般財源によって適用されている中で、私たち市議会議員が非常にチェック機能をしなければならない立場であります。もし、このような不正な利用や不透明な取引を行っていたとするなれば、市民に対して信頼を本当に揺るがす許されない行為だと思います。

これは、総務文教厚生委員会に付託をされるという、当初は私もそのように思ってはおりました。しかし、今、市長がおっしゃられる市民がやはり納得されなければ、これはやはりまだ時期尚早ではないかという考えであるということは、私と認識が一致しております。もう少し、この見極めて、状況を見極めた中で急いで条例改正をする、市民が疑いを持っている中で条例改正を上げるということが、必要ではまだないかなと思っております。

このやはりこの公費負担、ポスターの、これポスターが主ですけれども、私はやはりもうこの限度額、いろいろこの計算式がございますね、計算式が。しかし、やはり今、対馬市の情勢を考えた場合、この1,552円は最初から私は高かったんじゃないかなと、限度額自体が。もう少し、確かにやはりこの印刷をされたこの結果を見てみても、やはりこの1,550円の単価自体が最初から私は高かったんじゃないかなと。

自治体によっては、いろいろとまだ高いところもあります。しかしながら、対馬市のいろんな財政を考えてみて、できる部分、市長は昨年、令和6年ですかね、市長選挙で550円でできてるんですよ。この辺を基準に持つていいんじゃないですか、市長を基準に。

どうでしょうか、市長。市長を基準にと言っても、またあれですけど、そこら辺に近い数字でも私はいいんじゃないかなと思いますが、市長ができるんですから、550円で。そこら辺をやはりもう少し私は議論をして、この限度額を減額する案であれば賛成します。限度額です。限度額を減額です。そういう案を出しても、議員は私は納得するんじゃないかなと。上げるよりも下げたほうが納得する、市民も納得する上程を私はすべきだと思います。市長どうでしょうか、最後後に。

○議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 先ほどの答弁の中で、やはりちょっとと言葉足らずだったところが、やはり今回このような状況の中で、この議案を論議して、そして、上程させていただくのは、やはり市民からの疑義が生じる可能性があるということは先ほど申しましたが、やはり今朝の全員協議会でもありましたように、もう少しこのところをおののの考え方、そして、状況等を見極めながら、そして、議会のほうで議論をしていただいた後に、また再度上程をさせていただければと思います。

と申しますのが、やはりこれは国の制度になりますので、市のほうがその内で下げることが可能なのかどうか、私はそこをまだちょっと今勉強していませんので、そこら辺は、今後勉強しながら、どこまでが可能なのかということを見極めた上で、再度上程をさせていただければとうふうに思っております。

以上であります。

○議長（春田 新一君） 暫時休憩します。

午後 3 時22分休憩

---

午後 3 時25分再開

○議長（春田 新一君） 再開します。

ただいまの議案第 56 号について、議員の皆さんのお見を聞きたいと思います。意見は出ましたけど、この取り下げていいかどうかの決を採りたいと思います。取下げに賛成の方の起立を求めます。（「ちょっと待ってよ、早いじゃないの。1人しか聞いとらんばい、意見は。休憩して全協をするとかしてくれませんか、そんなら」と呼ぶ者あり）

では、暫時休憩します。

午後 3 時25分休憩

---

午後 3 時32分再開

○議長（春田 新一君） 再開します。

ほかに質疑ありませんか。16番、島居真吾君。

○議員（16番 島居 真吾君） 先ほどから話を聞いていますと、今度、今回立候補された22人の議員の皆さんがあるたかも不正に関わったと、不正をしたというふうなことで、全部嫌疑をかけられたというような感じで受け取っております。

そして、市長は、そこで次の、これはそこで上程はしなくてもいいですよと言われましたけど、まだ何も結果は出でていないんですよ、不正があったかどうかも。

そこで市長が出した、上程したものを見つめるちゅうことは、私たち全員が疑われるちゅうことでしょう。結果が出たんですか、不正があったという。ないでしょう。そういう結果が出でないのに軽々に取り下げるとかなんとかいうことは、私はすべきじゃないと思いますよ。

以上です。

○議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） これが、要は私も軽々にこれを取り下げるはどうかと言っているわけじゃないんですよ。要は、皆様方からの意見がある中で、皆様方が逆に疑われているといったような御心配もされている中でありますので、これを晴らすためにも、今回は皆様方の御了解がいただければ取り下げるさせていただきたいと思いますということを言っているんです、よろしいでしょうか。

○議長（春田 新一君） 16番、島居真吾君。

○議員（16番 島居 真吾君） それじゃあ、また押し問答になりますけれども、この問題は処理はするちゅうが、怪文書が来たのは、もう前日に分かっていたことでしょう、市長、分からな

かつたですか。分かっていた場合は、こういった問題が出てくるちゅうことが出てくるわけですから、まずもって先に取り下げるのが本当だと思うんですよ。本会議で取り下げるいうたら、私たち全員が疑われるということですからね、と思いますよ。

○議長（春田 新一君） ほかにありませんか。

この件につきましては、朝の開会前に皆さんで話をいたしました。最終的に、今議会で協議をして、市民にその報告をするということは、そこまでは話されたのかなというふうに思っております。全員でそのことについて協議をしていくということでありますから、そのことについて、ただいま先ほど島居真吾君が言いましたように、このまま条例は条例でいいじゃないかということも、まずもって問題ないのかなというふうには思っておりますが、そこでまだ意見があれば意見を出していただいて、どういうふうにするかということを最終的にやっていかなければいけないと思いますが。

2番、吉野元君。

○議員（2番 吉野 元君） すみません。ちょっと事実確認と言いますか、確認なんですか。でも、このビラとかポスターの金額単価というのは、どういうものを根拠に算定されているのか。それは、国の基準に従っているのかどうか、ちょっと確認させてください。

○議長（春田 新一君） 選挙管理委員会事務局書記長、犬東幸吉君。

○総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）（犬東 幸吉君） ビラ、ポスターにつきましては、国の算定根拠がありますので、その算定根拠を基に市の条例で単価設定をして、それに例えば、ポスターであればポスター掲示場の数、それに応じて企画費と言われます、デザインとか印刷、レイアウト、そういうところを含めた部分で算定をしておりますので、市が独自にするわけではありません。

公職選挙法の上位の法律に基づきまして市の条例も準じて行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（春田 新一君） ほかにありませんか。

再度、暫時休憩します。

午後3時38分休憩

午後3時41分再開

○議長（春田 新一君） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第56号、対馬市議会議員及び対馬市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第36. 議案第57号

○議長（春田 新一君） 次に、日程第36、議案第57号、対馬市健康管理センター条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健部長、阿比留正臣君。

○保健部長（阿比留 正臣君） ただいま議題となりました議案第57号、対馬市健康管理センター条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由と内容を御説明いたします。

新旧対照表の4ページを御覧いただきたいと思います。

今回の改正は、現在、遊休状態となっております対馬市健康管理センターを今後、民間の活用を促し、施設の有効活用を図るために条例改正を行うものであります。

本施設は、旧巣原町時代から健康管理センターとしての事務所機能、また、母子健康手帳の交付や乳幼児健診等、各種健診事業を実施してきた施設でございます。

しかしながら、近年では、市民からの要望もあり、利便性を考慮し、対馬市交流センターを使用しております。今後も本施設を使用する予定がないことから普通財産とし、他部署の事業により施設の有効活用を図ろうとするものでございます。

以上の理由により、第2条の表中、対馬市健康管理センターの名称及び位置を削るものでございます。なお、附則において、施行日を公布の日からとしております。

以上、提案理由と内容の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（春田 新一君） 報告いたします。

本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長します。御理解ください。

説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これから、討論、採決を行います。

議案第57号、対馬市健康管理センター条例の一部を改正する条例について、討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第37. 議案第58号

○議長（春田 新一君） 次に、日程第37、議案第58号、対馬市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び対馬市一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。未来環境部長、三原立也君。

○未来環境部長（三原 立也君） ただいま議題となりました議案第58号、対馬市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び対馬市一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書の55ページをお願いします。

本件は地域の環境保全と廃棄物の処理の持続可能な運営体制を確保することを目的としたもので、背景として近年の燃油価格や電気料金の高騰、焼却施設の老朽化に伴う維持費の増加、また、資源ごみの分別が徹底されていない現状もあり、可燃ごみにペットボトル、不燃ごみにアルミ缶が多く混入していることが確認されております。

このような状況から、次の3点が本市における主な課題と認識しております。

1点目は、焼却費用の増加により一般財源への負担が大きくなっていること。2点目は、市民

皆様の御協力により資源ごみの回収率が向上すれば、収入の増加と焼却費用の削減、さらに環境負荷の軽減が見込める事。3点目は、直接搬入料金は他市と比較して安価であり、料金を見直すことにより、財源の確保、ごみの発生抑制や減量化につながること。

これら3点の課題を踏まえ、ごみの適正処理、資源ごみの回収率向上、財政負担の軽減を柱として、ごみ処理手数料、資源ごみ袋の料金の値下げ改定と、廃棄物手数料、直接搬入料金の値上げ改定を行うものでございます。

また、新料金は、令和8年度から適用することとしておりますので、その間、市民の皆様へは、広報、ホームページ等により丁寧に情報発信し、周知してまいります。

次に、改正箇所につきまして、新旧対照表により説明いたしますので、新旧対照表の13ページから14ページをお願いいたします。

第1条による改正は、対馬市廃棄物の処理及び清掃に関する条例中、別表の1において、ごみ処理手数料（1）家庭系ごみ、イ、資源ごみ袋の表中「30円」を「20円」に、「20円」を「15円」に、「10円」を「5円」に改めるものでございます。

第2条による改正は、対馬市一般廃棄物処理施設条例中の別表、廃棄物処理手数料の表中「200円」を「300円」に、「78円」を「100円」に、「520円」を「600円」に、「26円」を「50円」に改めるものでございます。

なお、条例の附則といたしまして、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第58号の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番、佐伯達也君。

○議員（6番 佐伯 達也君） すみません。説明、基本的には、もう全然分かるんですけれども、資源ごみを再生しましょうということが目的ということであれば、今の資源の分別の仕方を今後、来年度からの内容に向けては細分化をして、資源ごみをしっかりと再資源に持っていくという方向で進むような予定もあるんでしょうかということをお聞きしたいんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（春田 新一君） 未来環境部長、三原立也君。

○未来環境部長（三原 立也君） 御質問ありがとうございます。

今回は、佐伯議員おっしゃられますように、特に、可燃ごみ袋の中とか、不燃ごみ袋の中に資源化できるごみが混入していると、この点が非常に今後改善できるだろうなと思っている点でございます。その上で資源ごみの資源化に当たっての細分化、これは今後の検討課題だと思っております。

やはり対馬から島外に移送する際に、一定量の確保とか、そういったものも必要になってきますので、余り細分化しすぎると、また、それが集めにくい状況もあるのかなと思いますので、今後の課題とさせていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（春田 新一君） よろしいですか。ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第58号は、配付しております議案審査付託表のとおり、総務文教厚生委員会に付託いたします。

---

### 日程第38. 議案第59号

○議長（春田 新一君） 次に、日程第38、議案第59号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。中対馬振興部長、日高勝也君。

○中対馬振興部長（日高 勝也君） ただいま議題となりました議案第59号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

新旧対照表は、15ページをお願いいたします。

今回の改正は、峰町木坂1番地に位置する公園施設「鹿牧場」を削除するものでございます。

本施設は、平成3年に観光資源の開発と、さらなる観光客の誘致を図る目的で整備し、管理運営を行っておりましたが、令和5年秋頃から鹿の姿が確認できず、昨年、経過観察を行いましたが、鹿は確認できませんでした。

対馬市では、増えすぎた鹿による森林被害も大きくなり、有害鳥獣としての鹿の捕獲など対策強化を進めており、鹿牧場でも新たな鹿の導入は行っておりません。

また、本施設は、海からの影響を受けやすく、塩害により外周フェンスの老朽化も進み、観光資源としての機能も低下しておりますので、公園としての用途を廃止するため所要の改正を行うものでございます。

なお、附則で、施行期日を公布の日からとしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。3番、諸松瀬里奈君。

○議員（3番 諸松 瀬里奈君） すみません。1点質問をしたいんですけども、この鹿牧場が

公園としてなくなった場合、その今老朽化しているフェンスは撤去される予定でしょうか、お願  
いいたします。

○議長（春田 新一君） 中対馬振興部長、日高勝也君。

○中対馬振興部長（日高 勝也君） 本日の提案した条例が、承認いただけようであれば、今後、  
ほかにも一般財産としても老朽化した施設もありますので、優先順位はあると思います。その中  
で対応策は考えていきたいと考えております。

○議長（春田 新一君） 3番、諸松瀬里奈君。

○議員（3番 諸松 瀬里奈君） ありがとうございます。もし、その外周フェンスが撤去される  
ようになった場合に、この上の木坂展望台への遊歩道が、フェンスがなくなると、その下がすぐ  
崖になってしまうような地形になるんですけれども、この公園利用者の安全対策は図られる予定  
でしょうか。

○議長（春田 新一君） 中対馬振興部長、日高勝也君。

○中対馬振興部長（日高 勝也君） その施設の上には、展望所がありますので、まだ撤去までは  
至っていませんが、今後確認して安全対策はとりたいと思っております。

○議長（春田 新一君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、委員会の付託を省略することに決定をい  
たしました。

これから、討論、採決を行います。

議案第59号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開を4時10分からとします。

午後3時57分休憩

午後4時08分再開

○議長（春田 新一君） 再開します。

---

### 日程第39. 議案第60号

○議長（春田 新一君） 日程第39、議案第60号、対馬市特産品流通販売施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林水産部長、平川純也君。

○農林水産部長（平川 純也君） ただいま議案となりました議案第60号、対馬市特産品流通販売施設条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

新旧対照表は16ページから17ページでございます。

今回の改正は、農山漁村において生産される産品等を生産者が消費者との交流を通して生産物全般の消費を促進するため、平成10年に建設された上対馬町特産品流通販売施設について、近年、利用率が低下していることから、その用途を廃止し、普通財産化することで施設の使用制限を緩和し、施設の新たな有効活用を図ることを目的に、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容は、第2条の表中「上対馬町特産品流通販売施設」の項を削り、別表中、「上対馬町特産品流通販売施設」の部を削るものでございます。

なお、今後の施設利用の方針でございますが、令和5年に水産庁から指定されました海業振興モデル地区及び令和6年度に国土交通省港湾局から指定されました釣り文化振興モデル港としての取組の一環として、上対馬地域を中心とした関係機関により協議が進められているところでございます。

なお、附則で施行期日を公布の日からとしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） 方向性としては、今うまく活用されていないところを活用しようということで賛同はできるんですが、これ、ここから削除したときに、今度はどこにこれが明記されるようになるんでしょうか、この施設自体。

もう、普通財産としたら、こういった何かこういう条例で、どこかに移管するということは必要ないんでしょうか。そのあたりをお聞かせください。

議長、もう一回いいですか。廃止する、解いてしまうというんなら分かるんですけど、ものとしては残るわけですよね。それは、どこが管理するとか、どういうふうにするということについては、ここでは分からんんですが、そういう点はどういうふうになるんですか。

○議長（春田 新一君） 上対馬振興部長、原田勝彦君。

○上対馬振興部長（原田 勝彦君） 脇本議員の御質問にお答え申し上げます。

これ行政財産になりますので、先ほど農林水産部長のほうから説明がありましたとおり、海業として使用をする場合、少し制限がかかりますので、普通財産化して、それで、普通財産化される場合は、上対馬振興部の所管となります。

以上でございます。

○議長（春田 新一君） 11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） 産業建設委員会に付託されるでしょうから、詳しいのはそこらで、傍聴なりで、なるべく聞きたいと思います。

以上です。

○議長（春田 新一君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、産業建設委員会へ付託します。

---

#### 日程第40. 議案第61号

○議長（春田 新一君） 次に、日程第40、議案第61号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。しまづくり推進部長、藤田浩徳君。

○しまづくり推進部長（藤田 浩徳君） ただいま議題となりました議案第61号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書61ページをお願いいたします。

本件は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回、提案しております12の辺地のうち、新規計画が、厳原町内山辺地・下原辺地、豊玉町曾辺地・田辺地の4辺地で、変更計画が、厳原町厳原辺地・尾浦辺地、美津島町雞知辺地・吹崎辺地、豊玉町仁位辺地、上対馬町比田勝辺地・浜久須辺地・一重辺地の8辺地でございます。

それでは、辺地ごとの事業内容を新規計画から順に御説明いたします。

62ページ、総合整備計画書（案）を御覧ください。

まず、内山辺地でございますが、老朽化により性能が低下している対馬市消防団厳原第7分団配備の小型動力ポンプ付積載自動車を更新する計画でございます。

次に、63ページ、下原辺地でございますが、林道シワカウ線において、路盤工と排水工の改

良を行う計画でございます。

次に、64ページ、曾辺地でございますが、鏽川・千尋藻・曾・位之端地区の児童生徒が利用するスクールバスの老朽化による更新計画でございます。

次に、65ページ、田辺地でございますが、老朽化により性能が低下している対馬市消防団豊玉第4分団配備の小型動力ポンプ付積載自動車を更新する計画でございます。

続きまして、変更計画について御説明いたします。計画書案の下線が引いてある箇所が今回変更する内容でございます。

まず、66ページ、厳原辺地でございますが、道路狭隘地区での救急活動の機動性向上のため、コンパクトな2B型救急自動車を購入する計画及び水道改良事業に関する消火栓設置工事に負担金を支出する計画を追加しております。

次に、67ページ、尾浦辺地でございますが、林道安神大米線改良事業費を変更しております。

次に、68ページ、雞知辺地でございますが、老朽化により修理が困難な故障が懸念される対馬市消防署美津島出張所配備の消防ポンプ自動車の更新計画を追加しております。

次に、69ページ、吹崎辺地でございますが、中西部簡易水道の改良事業費及び同事業に関する消火栓設置工事負担金を変更しております。

次に、70ページ、仁位辺地でございますが、老朽化により修理が困難な故障が懸念される対馬市消防団豊玉第1分団配備の消防ポンプ自動車の更新計画を追加しております。

次に、71ページ、比田勝辺地でございますが、中央地区簡易水道の改良事業費及び同事業に関する消火栓設置工事負担金を変更しております。

次に、72ページ、浜久須辺地でございますが、老朽化が著しい唐舟志生活館の改修計画を追加しております。また、中央地区簡易水道の改良事業費を変更しております。

次に、73ページ、一重辺地でございますが、林業専用道一重鳴滝線の開設事業費を変更しております。

以上で、議案第61号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから質問を行います。質疑はありませんか。11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） 68ページと72ページですかね、3ページか。学校給食の配送車のことが出ているかと思うんですが、出ていますね。ああ、次か。出ていますよね。

68ページ、美津島、出ていますね。今回じゃないの。（発言する者あり）分かりました。

○議長（春田 新一君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから、討論、採決を行います。

議案第61号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第41. 議案第62号

#### 日程第42. 議案第63号

○議長（春田 新一君） 次に、日程第41、議案第62号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（赤崎・フタツテ地区）及び日程第42、議案第63号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（田井原地区）の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林水産部長、平川純也君。

○農林水産部長（平川 純也君） ただいま一括議題となりました、議案第62号及び議案第63号につきまして、続けて提案理由とその内容について御説明申し上げます。

本2議案は、いずれもあらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、地方自治法第9条の5第1項の規定により、新たに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を変更するため議会の議決をお願いするものでございます。

まず、初めに、議案第62号、赤崎・フタツテ地区でございますが、議案書の75ページをお願いいたします。

本件は、旧美津島町が事業主体で施工しました芦ヶ浦漁港改修事業に伴い、漁港施設用地として公有水面の埋立てを行ったもので、この土地が新たに生じた土地であることを確認するとともに、この区域を対馬市美津島町芦浦字赤崎に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、77ページの位置図に埋立区域として示している部分、また、埋立区域の形状及び用途につきましては、78ページの字図、79ページの求積図に着色表示している部分でございます。

なお、今回新たに生じた土地は、図面の表示のとおり、対馬市美津島町芦浦字赤崎333番3から字フタツテ341番17に至る地先で、面積が1万1,923.3平方メートルの土地でございます。

次に、議案第63号、田井原地区でございますが、議案書の81ページをお願いいたします。

本件は、旧巣原町が事業主体で施工しました瀬漁港改修事業に伴い、漁港施設用地として公有水面の埋立てを行ったもので、この土地が新たに生じた土地であることを確認するとともに、この区域を対馬市巣原町豆駿瀬字田井原に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、83ページの位置図に埋立区域として示している部分、また、埋立区域の形状及び用途につきましては、84ページの字図、85ページの求積図に着色表示している部分でございます。

なお、今回新たに生じた土地は、図面の表示のとおり、対馬市巣原町豆駿瀬字田井原376番4地先で、面積が3,247.89平方メートルの土地でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第62号及び議案第63号の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております2件については、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。2件は、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これから、各案ごとに討論・採決を行います。

まず、議案第62号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（赤崎・フタツテ地区）について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決をされました。

次に、議案第63号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（田井原地区）

について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

---

日程第43. 諒問第1号

日程第44. 諒問第2号

日程第45. 諒問第3号

日程第46. 諒問第4号

日程第47. 諒問第5号

○議長（春田 新一君） 次に、日程第43、諒問第1号から日程第47、諒問第5号、人権擁護委員候補者の推薦についての5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） ただいま一括議題となりました諒問第1号から諒問第5号までの人権擁護委員候補者の推薦について、その提案理由を御説明いたします。

今回、御提案いたします委員につきましては、現委員であります佐伯正氏、一宮義幸氏、阿比留聰子氏、鍵本妙子氏及び有川義明氏の5名の任期が、本年12月31日をもって満了となりますので、5名全員について再び委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の御意見を求めるものであります。

一宮義幸氏及び鍵本妙子氏は、令和2年1月から人権擁護委員として御活躍され、現在2期目でございます。

佐伯正氏、阿比留聰子氏及び有川義明氏は、令和5年1月から人権擁護委員として御活躍され、現在1期目でございます。

候補者の5名は、広く社会の実情に精通され、人格・見識ともに申し分なく、これまでの人権擁護委員としての経験を生かし、さらなる御活躍をいただけるものと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております5件は、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。5件は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから、5件について、各案ごとに討論、採決を行います。

まず、諮問第1号について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、佐伯正氏を適任とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、佐伯正氏を適任とすることに決定しました。

次に、諮問第2号について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、一宮義幸氏を適任とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。

本件は、一宮義幸氏を適任とすることに決定をいたしました。

次に、諮問第3号について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、阿比留聰子氏を適任とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、阿比留聰子氏を適任とすることに決定をいたしました。

次に、諮問第4号について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、鍵本妙子氏を適任とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、鍵本妙子氏を適任とすることに決定をいたしました。

次に、諮問第5号について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、有川義明氏を適任とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、有川義明氏を適任とすることに決定をいたしました。

---

日程第48. 請願第1号

日程第49. 請願第2号

○議長（春田 新一君） 次に、日程第48、請願第1号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について及び日程第49、請願第2号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願についての2件を一括議題とします。

2件は、配付の請願文書表のとおり、総務文教厚生委員会に付託します。

---

○議長（春田 新一君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

明日は午前10時から一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後4時34分散会

---